

2020（令和2）年度

名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」

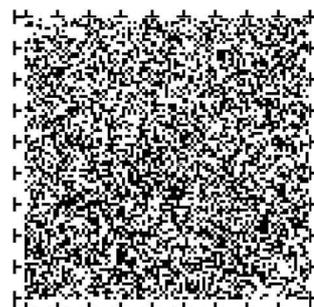
活動報告書



マスコットキャラクター「なごもん」

名古屋市子どもの権利擁護委員

2021（令和3）年7月



はじめに

名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」は、令和2年1月14日に開設しました。令和元年度の活動報告書は、開設して2ヶ月半程度の活動の報告でしたので、今回が初めての1年間を通した活動報告となります。

初の1年間を通した新規相談件数は314件、うち子どもからの相談が149件、初回は大人からだったものの、その後子どもと直接話せたものを含むと167件（約53%）でした。

ただし、今年度は、新型コロナウイルス感染症による一斉休校や、リモートワークの影響で、子どもたちが相談することが難しい環境にありました。緊急でメール相談を実施することとしましたが、利用はほとんどなく、相談数にどのような影響があったのかは未知数なところです。

「なごもっか」では、子どもの意見（気持ち）表明権を保障する相談を大切にしています。いわゆる「相談」だけではなく、遊びながら話を聴いたり、子どもの相談の前後に「表情シート」を使用したりするなど、発する言葉だけではなく仕草など総合的に考慮しながら気持ちを聴いています。初めは緊張したり、怒ったり、悲しかったりする表情を選ぶ子どもたちが、相談後には笑顔や安心した表情を選んでもくれることがほとんどです。

「なごもっかが味方になってくれた」「話してスッキリした」など、相談や調整活動を経ることで、子どもたちが回復していくことがわかります。本報告書では、そのような子どもたちの声を届けるためのページや子どもたちに「なごもっか」を知ってもらうことのできるよう、子ども向けページを作成しました。

また、1年間を通して相談に応じることで、同じ傾向の相談が多いことや、子どもの権利侵害を引き起こしている可能性のある制度など、気になることもでてきました。今回はそのうち、教員等による不適切対応と校則を特に取り上げ、子どもの権利擁護委員の意見を掲載することとしました。発意を行うには、まだ十分な情報がありませんが、関係者のみなさまには、子どもの権利侵害が起きやすい現状を知っていただき、少しでも子どもの権利が保障されるよう対応をお願いしたいと思います。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は子どもたちに影響を与え続けています。なごもっかにも、「コロナに感染するのが怖い」「家族にうつすのが不安」「マスクが辛い」など新型コロナウイルス感染症に関するご相談が24件ありました。マスクを外した同級生の顔を知らない、友達同士の食事は向かい合わずに静かに食べるものと思っ
ている、など学校生活も変化しました。学校行事がなくなるなど、勉強以外の楽しみも奪われました。「先生が怖い」という相談の背景には、マスクで表情が見えないこともあるかもしれません。「安全に安心して生きる権利」や「のびのびと豊かに育つ権利」が侵害さ

れた状況が1年以上継続していることが、発達段階にある子どもに与える影響は計り知れません。

今後生じてくるであろう、子どもたちのSOSに応えられる存在として、これからも子どもの権利擁護委員・調査相談員一同、力を尽くして参ります。名古屋市が、「子どもの権利を保障するまち」として、全国の目標になることができるよう、様々な立場のみなさまと協働させていただきたいと考えております。今後もよりいっそうのご支援・ご協力をお願い申し上げます。

名古屋市子どもの権利擁護委員 代表委員 間 宮 静 香

はじめに	代表委員 間宮 静香	
I 子どもの権利擁護委員制度について	1
II なごや子どもの権利条例	10
III 相談・調査・調整等の状況	13
IV 相談から見えてきた課題	23
V 広報・啓発活動	32
VI シンポジウム・研修・会議	43
VII 調査相談員のページ	45
VIII 資料編	52
・なごや子どもの権利条例		
・名古屋市子どもの権利擁護委員条例		
・名古屋市子どもの権利擁護委員条例施行細則		

I 子どもの権利擁護委員制度について

1 子どもの権利条約と子どもの権利擁護機関

1989（平成元）年、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）が採択され、日本は1994（平成6）年に批准しました。子どもの権利条約は、子どもが幸せに生きるための世界共通の基準で、子どもは保護の客体であるだけでなく、大人と別の人格を持つ独立した権利の主体であることを明らかにしました。子どもの権利条約における子どもは、「未来を生きる存在」ではなく「今を生きる存在」であり、社会の構成員として参加する存在でもあります。

国連・子どもの権利委員会は、子どもの権利条約の4つの原則を明らかにしています。差別の禁止（2条）、子どもの最善の利益の保障（3条）、生命・生存・発達の権利の保障（6条）、そして子どもの意見の尊重（12条）です。大人は、その子どもに関わることすべてにおいて、「子どもの最善の利益」（子どもにとって一番良いこと）は何かを考えなくてはなりません。それは、大人が勝手に考える最善の利益であってはなりません。子どもは権利の主体ですから、子どもの意見を聞き、それを尊重しつつ、子どもとともに最善の利益を考えることが重要です。

子どもが自らの権利を行使するためには、国・社会・大人の支えが必要です。子どもの権利条約があるだけで、子どもの権利が守られるわけではありません。そこで、子どもの権利の救済機関である子どもの権利擁護機関（オンブズパーソン、子どもの権利擁護委員などといいます）を作ることが必要だと国連・子どもの権利委員会は指摘をしています。

子どもの権利擁護機関のあり方については、日本の「第4回・第5回統合定期報告書」に対し、国連・子どもの権利委員会から次のような指摘もあわせてなされています。

『 地方レベルで33の子どものためのオンブズパーソンが設置されていることには留意しながらも、これらの機関は財政面および人事面の独立性ならびに救済機構を欠いているとされる。委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告するものである。

(a) 子どもによる苦情を子どもにやさしいやり方で受理し、調査しかつこれに対応することのできる、子どもの権利を監視するための具体的機構を含んだ、人権を監視するための独立した機構を迅速に設置するための措置。

(b) 人権の促進および保護のための国内機関の地位に関する原則（パリ原則）の全面的遵守が確保されるよう、資金、任務および免責との関連も含めてこのような監視機関の独立を確保するための措置。』

「ARC 平野裕二の子どもの権利・国際情報サイト」より引用

子どもの権利擁護機関は、子どもの権利を守るために、公的第三者機関として独立性が確保されていることが重要です。日本型の子どもの権利擁護機関の多くは、個別の相談を受け、子どもの権利の回復のために調整活動を行います。相談を受ける中で申立てを受けて調査を行い、必要があれば制度改善の勧告等を行う権限を持っています。また、子どもからの相談等を通じて、子どもの権利が侵害されていないかモニタリングし、申立てがなくとも調査を開始し、制度改善の勧告等をする機能（自己発意）や子どもの権利について周知する機能なども有しています。

2 国内の子どもの権利擁護委員制度の歴史

日本で初めての子どもの権利擁護機関は、1999（平成11）年に設置された「川西市子どもの人権オンブズパーソン」です。日本が子どもの権利条約を批准した1994（平成6）年は、西尾市立中学2年生の男子生徒がいじめによる自死をした年で、社会的にいじめの問題が注目されるとともに、学校内での解決の困難性が浮き彫りになっていた頃でした。そのような中、いち早く川西市は、子どもの人権を守るオンブズマン制度の検討を開始しました。1999（平成11）年に川西市子どもの人権オンブズパーソンができたのを皮切りに、2002（平成14）年に川崎市人権オンブズパーソンが設置され、その後、東海地区では2004（平成16）年に多治見市子どもの権利擁護委員制度、2008（平成20）年に豊田市子どもの権利擁護委員制度が開始しました。令和3年3月末現在、名古屋市も含め全国で35の自治体が子どもの権利擁護機関を設置しているとされています。子どもの権利条例の中に設置根拠の位置づけをしている自治体が多いですが、名古屋市のように子どもの権利条例と別の条例（名古屋市の場合は名古屋市子どもの権利擁護委員条例）が設置根拠である自治体もあります。ただし、35の自治体すべてが独立性を確保した子どもの権利擁護機関となっているわけではありません。

全国にある子どもの権利擁護機関は様々な名称・制度・機能で稼働していますが、共通点は子どもの権利条約の理念に基づき、子どもの意見表明権を大切にしながら、子どもの最善の利益を目指す機関であるということです。また、これらの子どもの権利擁護機関は、年に1度行われる「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム及び関係者会議で情報交換を行い、よりよい機関になるよう研鑽を積んでいます。

3 名古屋市の子どもの権利擁護委員制度

名古屋市は、子どもの権利擁護委員制度として、「名古屋市子どもの権利擁護委員条例（以下本項では「条例」という。）」に基づき、名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」を設置し、運営しています。

(1) 設置までの経緯

① 背景

名古屋市では、子どもの権利及びその権利を保障するための市等の責務を明らかにするとともに、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するため、「なごや子ども条例」を制定し、平成20年4月に施行しました。

一方、国においては、全ての児童が権利の主体として、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有することを明確化した改正児童福祉法が、平成28年10月に施行されました。

これらのことを背景として、平成30年度に、本市における子どもの権利保障を図る第三者機関の設置に向けて、なごや子ども・子育て支援協議会（以下本項では「支援協議会」という。）に「子どもの権利擁護機関検討部会」（以下本項では「部会」という。）を設置し、検討を行うこととなりました。

② 部会

部会では、5名の委員により、名古屋市における子どもの権利擁護機関のあり方について、計5回の会議において議論が行われました。

議論の結果は、意見書『名古屋市における子どもの権利擁護機関のあり方』について』として、平成30年10月31日に支援協議会への報告がなされました。

◎部会委員の構成（敬称略、50音順）

※平成30年5月22日時点

氏名	所属団体等
伊藤 健治	東海学園大学教育学部講師 多治見市子どもの権利擁護委員
小林 由美子	名古屋学院大学スポーツ健康学部准教授
鈴木 加代子	名古屋市人権擁護委員協議会人権擁護委員
谷口 由希子 （部会長）	名古屋市立大学大学院人間文化研究科人文社会学部 准教授（社会福祉学）
間宮 静香	愛知県弁護士会子どもの権利委員会副委員長 豊田市子どもの権利擁護委員代表擁護委員

◎意見書『名古屋市における子どもの権利擁護機関のあり方』について』の概要

区分	内容
基本的な考え方	○ 子どもの権利擁護に係る委員（以下「権利擁護委員」という。）は、「子どもの最善の利益の確保」及び「子どもの権利の擁護」のための機関である。
組織・体制等	○ 権利擁護委員は、名古屋市の都市規模を踏まえ、遅滞なく権利擁護の活動を行いうるよう、適切な人数を設置することが必要である。
機能	権利擁護委員の職務及び責務 ○ 権利擁護委員は、子どもの権利侵害の早期発見、予防を図るための活動を行うべきである。 ○ 権利擁護委員は、独立性を堅持しつつも、市の機関等と信頼関係を形成し、協力・連携を図ることが必要である。

	<p>相談、申立て調査及び勧告等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども等からの相談や申立てを受け、権利擁護のために問題解決を図る「個別救済」機能が必要である。 ○ 子どもの権利擁護のために「制度改善」を要請する機能が必要である。 ○ 申立てがなくても、権利侵害の内容が子ども全体に関わるものである場合等に、権利擁護委員が自ら権利救済や制度改善等を求める「自己発意」の機能が必要である。 ○ 子ども等の「申立て」に基づき、「調査・調整」、「是正等の勧告」等及び「公表」を行うプロセスを条例で規定することが必要である。 ○ 市の機関以外のものに対しても、権利擁護委員の活動への協力を努めることを条例で規定することが適当である。
--	---

③ 市民意見の聴取

部会からの意見書を受けて作成した「名古屋市における子どもの権利擁護機関の基本的なあり方」について、平成30年12月から平成31年1月にかけて市民の皆さんのご意見を募集（意見提出者数：24人）し、それに対する「市の考え方」をお示しするとともに、制度構築に反映しました。

④ 条例の制定と「なごもっか」の開設

部会での検討内容を基に、市民意見を反映した「名古屋市子どもの権利擁護委員条例（案）」を平成31年2月開催の名古屋市会に上程し、可決されたことにより、同年3月27日「名古屋市子どもの権利擁護委員条例」として公布しました。

その後、条例に基づく子どもの権利擁護機関の開設準備を進め、令和2年1月14日に、名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」を開設しました。

(2) 名古屋市の子どもの権利擁護委員制度の主な特徴

① 条例における特徴

ア 子ども権利を守る名古屋の実現

「子どもの権利を守る文化及び社会」をつくることを目的のひとつとし、その手段として、子どもの権利擁護委員の職務のひとつに「子どもの権利に関する普及啓発」を位置づけました。市も子どもの権利の普及を図るための広報活動を行うこととしており、相乗効果が期待されます（名古屋市子どもの権利条例第19条の2）。

また、子どもの権利侵害の予防及び早期発見も子どもの権利擁護委員の責務とされ、救済だけではなく予防の観点も重視しています。

○ 第1条（設置）

「子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、子どもの最善の利益を確保するため、本市に市長の附属機関として、名古屋市子どもの権利擁護委員（以下「委員」という。）を置く。」

○ 第 3 条 (所掌事務) 第 4 号

「子どもの権利に関する普及啓発を行うこと。」

○ 第 9 条 (委員の責務) 第 1 項

「委員は、職務を行うに当たっては、子どもの権利侵害の予防及び早期発見に努めなければならない。」

イ 独立性の確保と、子どもの権利侵害からの回復及び子どもの権利の保障のための強い権限

子どもの権利擁護機関の独立性を確保するとともに、すべての人に協力をする責務を課し、勧告・要請の尊重義務を明記するのみならず、再調査、再勧告・再要請の制度も設けました。再勧告または再要請をしたときは、その内容を公表する義務が子どもの権利擁護委員に課せられています。子どもの権利を守る文化及び社会を作り、子どもの最善の利益を確保できるよう、強い権限が与えられています。

○ 第 4 条 (所掌事務) 第 2 項

「委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有し、かつ、第三者として独立性を保持し得る者のうちから、市長が委嘱する。」

○ 第 10 条 (市の機関の責務)

「市の機関は、委員の職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び援助しなければならない。」

○ 第 11 条 (全ての者の責務) 第 1 項

「何人も、委員の職務の遂行に関し、積極的に協力しなければならない。」

○ 第 12 条 (相談及び申立て) 第 1 項

「何人も、全ての子どもの権利侵害に関する事項について、委員に対し、相談及び申立てを行うことができる。」

○ 第 15 条 (勧告又は要請) 第 3 項

「勧告又は前項の要請を受けた者は、これを尊重しなければならない。」

○ 第 16 条 (報告) 第 1 項

「委員は、前条第 1 項の勧告をしたときは、当該市の機関に対し、是正等の措置又は制度の改善の状況について報告を求めるものとする。」

○ 第 17 条 (再調査等及び再勧告等) 第 1 項～第 3 項

「委員は、前条第 2 項又は第 4 項 (第 4 項において準用する場合を含む。)の規定による報告の内容等を踏まえ、必要があると認めるときは、改めて調査又は調整 (以下「再調査等」という。)を行うことができる。」

「委員は、再調査等の結果、必要があると認めるときは、市の機関に対し、改めて是正等の措置を講じ、又は制度の改善を行うよう勧告 (以下「再勧告」という。)をすることができる。」

「委員は、再調査等の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、改めて是正等の措置を講ずるよう要請（以下「再要請」という。）をすることができる。」

○ 第18条（公表）第2項

「委員は、再勧告若しくは再要請をしたとき又は前条4項において準用する第16条第2項若しくは第4項の規定による報告があったときは、その内容を公表しなければならない。」

② 独立性を担保するための仕組み

委員の独立性については、①に掲げたとおり、条例第4条第2項や第10条において規定されているところです。

一方、条例の制定に至るまでに市民の皆さんからお寄せいただいたご意見や、市議会での議論においては、権利擁護委員のみならず事務局も含めた独立性のあり方についても、多くのご意見をいただきました。

こうしたことを踏まえ、委員の独立性を担保し、子どもの権利擁護機関の適正な運用を図るため、委員に対する事務局の関与のあり方について監督する「子どもの権利擁護機関参与」を令和2年4月より配置することとなり、参与には、半田 勝久 氏（日本体育大学准教授、世田谷区子どもの人権擁護委員）に就任いただいております。

名古屋市子どもの権利擁護機関参与の役割と活動

— 子どもの権利擁護委員の独立性に着目して —

半田勝久（名古屋市子どもの権利擁護機関参与）

名古屋市子どもの権利擁護委員が公平かつ適正に職務を遂行するためには、独立性と専門性が確保される必要があります。名古屋市子どもの権利擁護委員条例では、子どもの権利擁護委員（以下「委員」といいます。）の委嘱要件として「人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有し、かつ、第三者として独立性を保持し得る者」（第4条第2項）となっており、「委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない非行があると認めるとき」以外は解嘱することができないことになっています（第5条）。これにより、地位の独立性が担保され、職務を遂行できることとなります。

また、地方自治法第138条の4第3項に基づく市長の附属機関である子どもの権利擁護機関において、公的な事務局の存在は欠かせません。事務局は「子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画室」が担っています。条例による機関設置や運営に係る事務を担う事務局の果たす役割は多く、地方公務員法第3条第3項第2号の特別職である委員、会計年度任用職員である調査相談員の身分等に係る事務や公務に係る様々なサポート、関係機関との連携や事務的な調整、予算措置、議会対応、情報管理や情報公開、個人情報保護等の観点からも、市として責任をもって対応しなければなりません。

一方、委員の活動の独立性の観点から、個々の相談案件の対応や調査等には事務局は関与しないことが原則となります。

そこで、委員及び調査相談員により運営する名古屋市子どもの権利擁護機関の適正な運用を図るため、子どもの権利擁護機関参与が設置されることになりました。参与は、権利擁護機関の運用に参画し、次に掲げる業務を行うものと名古屋市子どもの権利擁護機関参与委嘱規程（令和2年4月1日施行）に示されています。

- (1) 委員に対する事務局の関与のあり方に係る監督
- (2) 事務局の企画立案に対する指導・助言
- (3) その他市長が必要と認める事項

参与設置の主な目的は、委員が公平かつ適正に職務を遂行するために、独立性が確保されているかどうかを監視（モニタリング）する役割です。

参与は、子どもの権利擁護に関し優れた識見を有し、かつ、第三者として委員及び事務局のいずれからも独立性を保持し得る者のうちから、市長が委嘱するとなっています（参与委嘱規程第2条）。子どもの権利に関する条例に基づく子どもの権利擁護機関の運用に詳しい者であることが望ましく、世田谷区子どもの人権擁護機関「せたホッと」の委員を3期に渡り務めていることもあり、市長より令和2年4月に委嘱を受けました。

参与として、この一年間、運営調整会議の議事録の確認、委員や事務局職員からの聞き取り、市長・副市長・子ども青少年局長・子ども未来企画監・子ども未来企画部長他との子どもの権利擁護機関や子ども施策に係る対話、事務局の企画立案に対する助言、年次報告会への参加などを行ってきました。緊急事態宣言や県をまたぐ移動が制限されるなか、訪問できる回数に限りはありましたが、課題が見られた場合は、随時助言を行うなどして適正な運用が図られてきたことを確認しています。

日本の子どもの権利擁護機関のなかでも、参与制度を設けている自治体は名古屋市のみであり、その役割や活動が注目されています。他自治体における子どもの権利擁護機関の運用実態も踏まえ、模索しながら権利擁護機関の運用に参画していきたいと思っております。

4 子どもの権利相談室「なごもっか」について

(1) 体制

① 子どもの権利擁護委員（5名）

※50音順 ※令和3年4月1日時点

氏名	所属等
粕田 陽子	弁護士 愛知県弁護士会子どもの権利委員会副委員長
谷口 由希子	名古屋市立大学大学院人間文化研究科 准教授（社会福祉学）
藤井 啓之（代表委員代理）	日本福祉大学経済学部 教授（教育学）
間宮 静香（代表委員）	弁護士 愛知県弁護士会子どもの権利委員会副委員長
吉住 隆弘	中京大学心理学部 教授（臨床心理学）

② 調査相談員（10名）

子どもの権利擁護委員の職務の遂行を補助し、相談対応や関係機関等への調査調整、子どもの権利についての普及啓発を行います。

社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士、保健師等の心理・福祉に関する業務に従事するための資格を有する者、相談援助業務に一定期間従事した経験のあること等を採用のための要件としました。

③ 子どもの権利擁護機関参与

委員の独立性を担保し、子どもの権利擁護機関の適正な運用を図るため、委員と事務局のいずれからも独立した立場から、委員に対する事務局の関与のあり方に係る監督や、子どもの権利擁護機関の企画立案に対する指導・助言を行います。

氏名	所属等
半田 勝久	日本体育大学 体育学部 准教授（教育学）

④ 事務局（3名）

子どもの権利相談室に係る事務のほか、子どもの権利に関する普及啓発を、子どもの権利擁護委員、調査相談員と協力しながら行います。

相談や調査・調整、勧告・要請等には、事務局は関与しません。

(2) 相談について

① 相談受付方法

「なごもっか」における相談では、子どもが安心して、率直に意見を述べられることと、個別の問題の背景に子どもの権利に関する問題があれば、それを慎重に探っていくことが必要です。そのため、可能な限り直接子ども自身と会って、その声をじっくり聴くことが必要であると考え、電話・面談などの相談方法を中心としました。

●電話 子ども専用フリーダイヤル 0120-874-994
大人用電話番号 052-211-8640

※ 子どもの権利に関わることであれば、大人も相談できます。

●FAX 052-211-8072

●面談、手紙 〒461-0005

東区東桜一丁目13番3号 NHK名古屋放送センタービル6階

② 相談できる曜日と時間

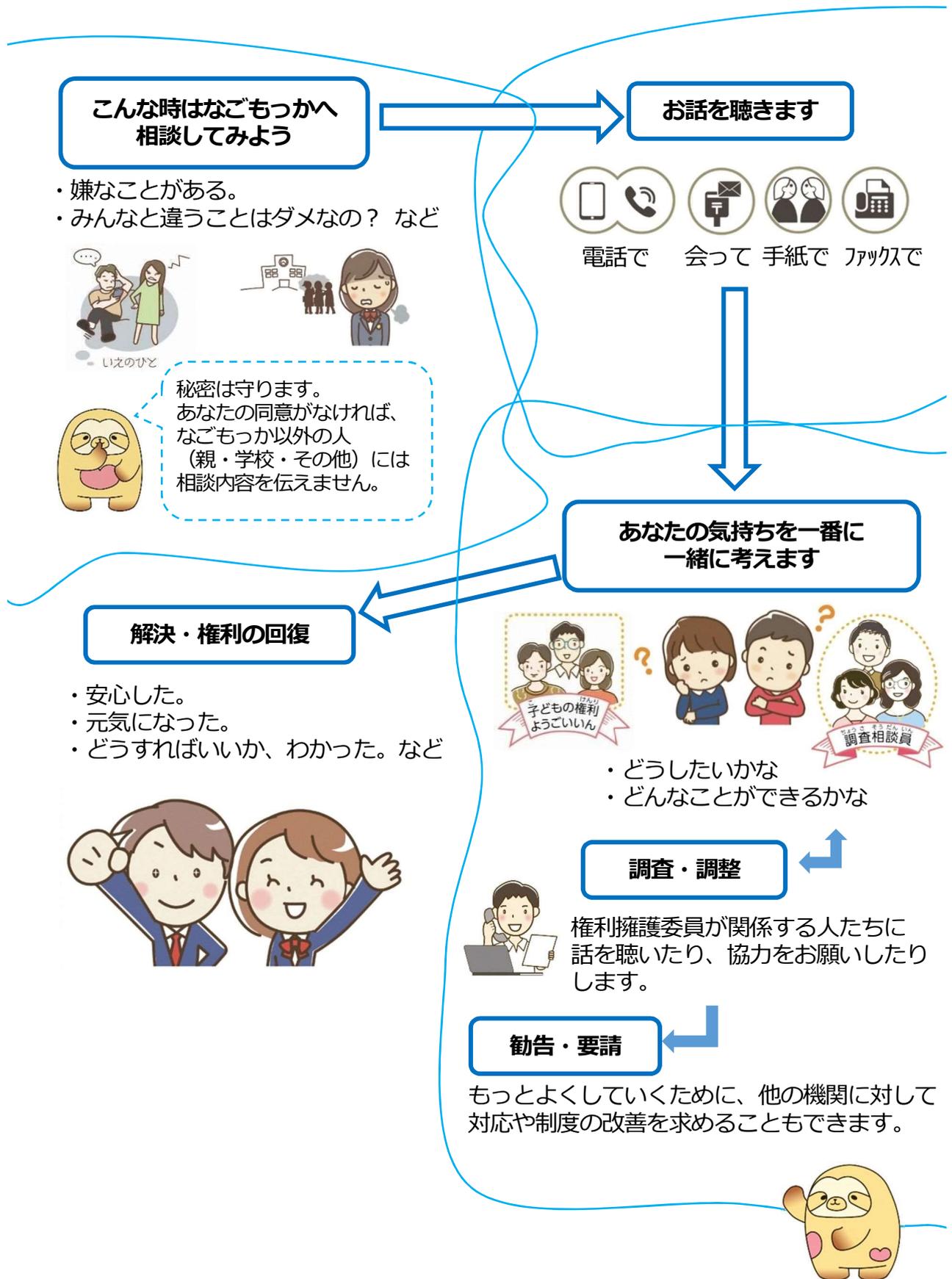
月曜、火曜、金曜日 午前11時から午後7時（受付は午後6時30分まで）

木曜日 午前11時から午後8時（受付は午後7時30分まで）

土曜日 午前11時から午後5時（受付は午後4時30分まで）

※祝日、年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。

③ 相談を受けてからの流れ



II なごや子どもの権利条例

名古屋市では、子どもの権利を保障するとともに、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指し、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）を基本とした子どもの権利について掲げた「なごや子ども条例」を、平成20年4月に施行しました。

その後、平成31年3月の「名古屋市子どもの権利擁護委員条例」の制定、令和2年1月の「子どもの権利擁護機関」の設置の流れを踏まえ、子どもは権利の主体であり、子どもの権利を根幹に据えるという観点から「なごや子ども条例」について見直し、令和2年4月に「なごや子どもの権利条例」として改正を行いました。



なごや子どもの権利条例
マスコットキャラクター
「なごっち」

1 なごや子どもの権利条例の概要

<基本理念>

子どもが権利の主体であることを明らかにし、子どもの権利条約を基本として子どもにとって大切な権利を掲げ、その権利を保障するため、市、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者の責務を明らかにするとともに、市の基本施策等を定め、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指します。

<条例に掲げる子どもの権利>

● 安全に安心して生きる権利

命が守られること、虐待・体罰・いじめ等あらゆる暴力や犯罪から守られること、あらゆる差別を受けないことなど

● 一人一人が尊重される権利

個人の価値が尊重されること、自分の考えを自由に持ち、及び表現することができることなど

● のびのびと豊かに育つ権利

学ぶこと、遊ぶこと、休息すること、自然とふれあうことなど

● 主体的に参加する権利

意見を表明する機会が尊重されること、自分たちの意見が尊重されることなど

<子どもの権利を保障する大人の責務>

● 共通の責務

市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者は子どもの権利を保障するため、連携し、協働するとともに、下記の支援を行う

①子どもが他者の権利を尊重することができるようになるために必要な支援

②保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすために必要な支援

● 市の責務

子どもの権利を保障するため、子どもに関する施策を実施するなど

● 保護者の責務

子どもの養育及び発達に家庭が果たす役割を理解し、子どもにとっての最善の方法を考えるなど

● 地域住民等の責務

子どもが地域社会の一員であることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援したり、安全で安心な地域づくりに努めたりするなど

● 学校等関係者の責務

子どもが主体的に学び育つために必要な支援や、子どもが子どもの権利について理解し、意見表明することができるよう支援するなど

2 改正の経緯

平成 20 年 4 月	なごや子ども条例施行
平成 30 年 10 月	なごや子ども・子育て支援協議会 子どもの権利擁護機関検討部会から意見書「名古屋市における子どもの権利擁護機関のあり方」受領 ⇒ 子どもの権利擁護機関の設立に際し、なごや子ども条例についても「今一度、見直すべき箇所がないか検討することについても考えられたい」と提言
平成 31 年 3 月	名古屋市子どもの権利擁護委員条例施行
令和元年 6 月	なごや子ども・子育て支援協議会になごや子ども条例検討部会設置（会議を 3 回実施）
令和元年 11 月	なごや子ども・子育て支援協議会 なごや子ども条例検討部会から意見書「なごや子ども条例の改正についての考え方」受領
令和 2 年 1 月	名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」開設
令和 2 年 4 月	子どもの権利を根幹に据え、子どもが権利の主体であることを明確に示すため「なごや子ども条例」を改正 （「なごや子どもの権利条例」に名称変更）

3 主な改正点とその考え方

改正点	考え方
名称を「 <u>なごや子どもの権利条例</u> 」に変更	子どもが権利の主体であり、子どもの権利を根幹に据えることを明確に表す。
子どもは、児童の権利に関する条約に定められるあらゆる権利の主体であることを明記 【前文】 ・ <u>子どもは、児童の権利に関する条約に定められるあらゆる権利の主体です。</u> ・ <u>子どもは、自分の権利を信じて、自分の権利が保障されることで、主体的に生きることができます。</u>	

改正点	考え方
<p>「子どもにとって大切な権利及び責任」、「自分の行動に責任を持ち」、「社会の責任ある一員」などの責任という表現を見直し</p> <p>【第3条（子どもにとって大切な権利）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の権利が尊重されるのと同様に他者の権利を尊重することができるようになるために必要な支援を受けられることができる。 など 	<p>子どもの権利は、責任を果たすことと引き換えに与えられるものではなく、生まれながらにして保障されるものであることを明確に表す。</p>
<p>「年齢や発達」、「年齢及び発達」という文言を「一人一人の発達段階」に変更</p> <p>【前文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもは、一人一人の発達段階に応じて、物事を考え、意見を言うことができます。 など 	<p>子どもの権利は、年齢や学年にとらわれることなく、一人一人の発達段階に応じて保障されるものである。</p>
<p>虐待、体罰、いじめ等から守られる権利があることをより明確に表現</p> <p>【第4条（安全に安心して生きる権利）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(4) <u>虐待、体罰、いじめ等あらゆる暴力及び犯罪から守られること。</u> 	<p>子どもの権利として明確に記載することが望ましい。</p>
<p>子どもの権利として明確に記載</p> <p>【第4条（安全に安心して生きる権利）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(7) <u>安全に安心して過ごすことができるための居場所があること。</u> ・(8) <u>権利が侵害されたときは、速やかに回復できるよう、適切な支援を受けられること。</u> 	
<p>「広報」を独立の条文として規定</p> <p>【第19条の2（広報）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、子どもの権利について、市民の関心を高めるとともに、その普及を図るため、<u>広報活動を行うものとする。</u> 	<p>積極的に広報や普及啓発に取り組んでいく姿勢を明確にする。</p>

4 これからの取組み

名古屋市では、子ども・若者・子育て家庭に関する施策を総合的かつ計画的に実施していくため、名古屋市子どもに関する総合計画を策定しています。

令和2～6年度を計画期間とする「なごや子ども・子育てわくわくプラン2024」では、子どもの権利を守り生かすことへの支援として、なごや子どもの権利条例を普及啓発していくことや、子ども会議の設置などにより子どもの社会参画を推進していくことを掲げています。

III 相談・調査・調整等の状況

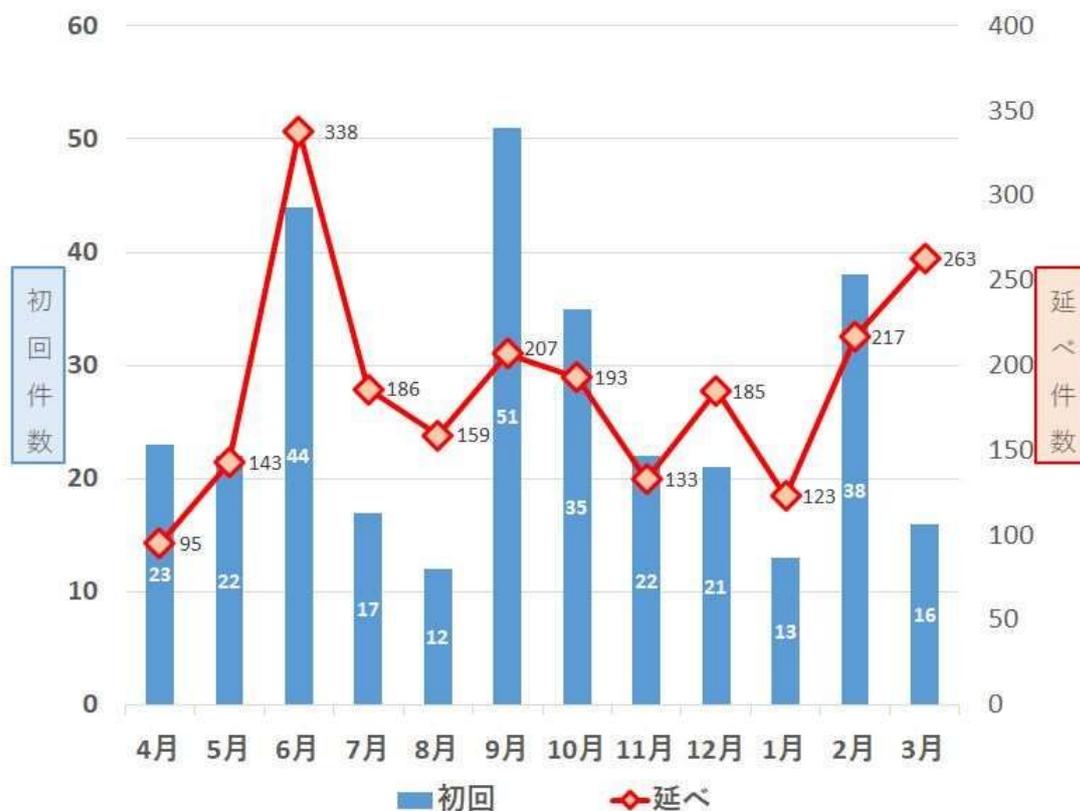
1 相談・調査・調整等活動の状況

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの相談・調査・調整等活動の状況です。

- ※1 子どもの権利侵害に関する相談でないものや無言電話等は件数から除外しています。
- ※2 「相談」・「延べ件数」の中には申立てを受けて行った調査・調整活動、情報収集のための調査活動の回数も含まれます。
- ※3 「相談者」は実際に相談をした人、「相談対象」は相談事案において権利侵害をされているおそれのある人（子ども）を表します。
- ※4 延べ件数の中には、令和元年度に初回相談を受け、引き続き相談が継続しているケースを含みます。

(1) 月別相談件数（初回／延べ）

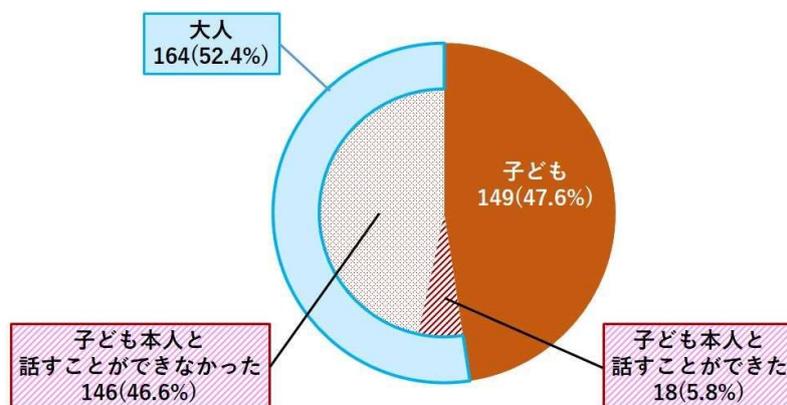
月別の相談件数を初回件数と延べ件数とに分けて示しました。相談者からの電話や面談の他、相談等を受けて関係者・関係機関への情報収集等のやり取りを行った件数も合わせたものを「延べ件数」としています。



初回件数は計314件、延べ件数は計2,242件でした。機関紙・カード等の広報物を配付した6月、9月、2月に初回件数が多くなる傾向が見られます。

(2) 相談者別件数（子ども／大人）（初回）

初回相談における相談者別（子ども／大人）の相談件数及びその割合を示しました。なお相談者が大人の場合、その後子ども本人と話すことができた件数と、子ども本人と話すことができなかった件数についても示しました。

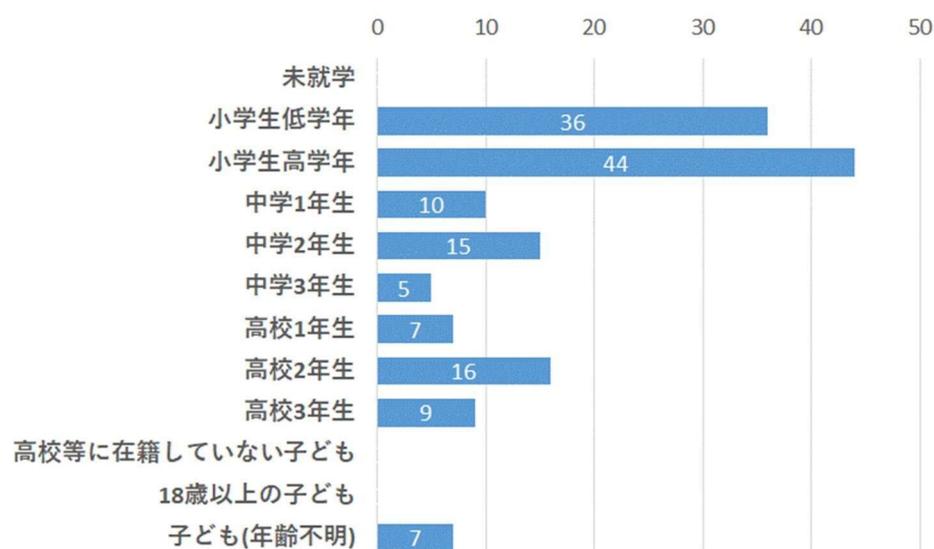


初回の相談者は子どもが149件、大人が164件、不明が1件でした。大人164件のうち、その後子ども本人と話すことができたのは18件でした。よって全相談のうち不明を除く313件中、167件（約53%）で子ども本人から話を聞くことができました。

(※) 上記18件以外の146件の中でも、令和3年4月1日以降に子ども本人の話を聞くことができたケースあり

(3) 相談者が子どもの場合の当該子どもの学齢（初回）

初回相談者が子どもの場合における、当該子どもの学齢毎の相談件数を示しました。

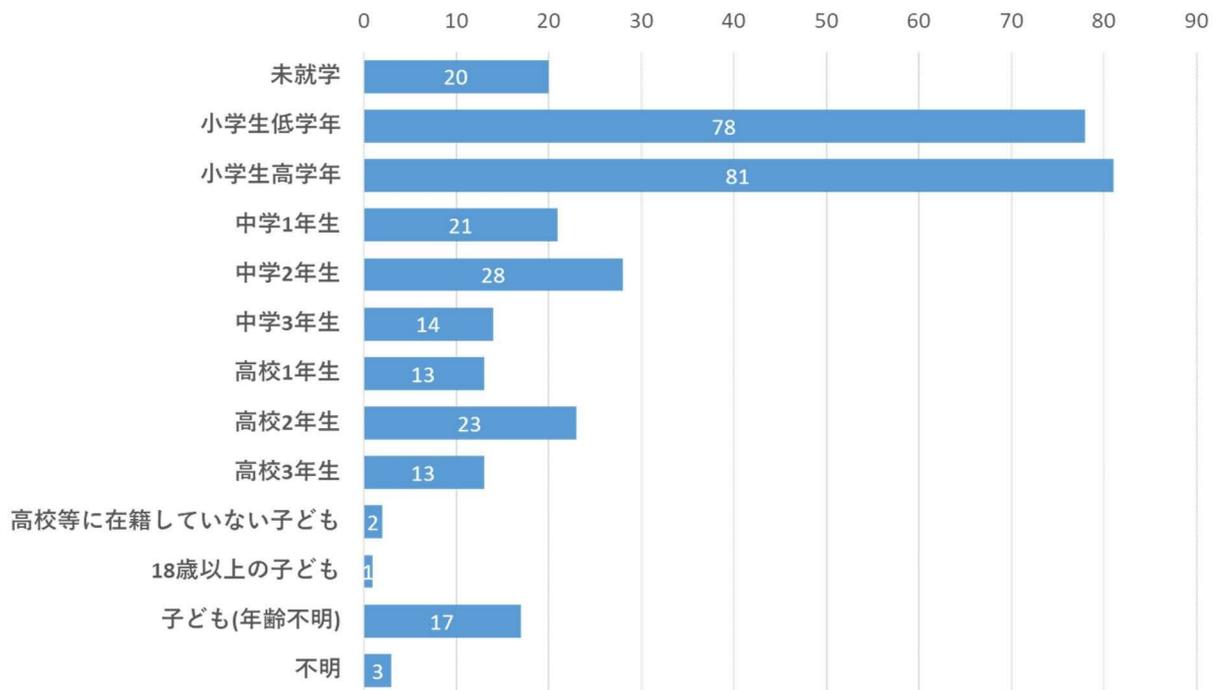


小学生低学年が36件、小学生高学年が44件、中学生が30件、高校生が32件で、幅広い年齢層の子どもからの相談がありました。相談室の案内は、各学校等に相談室の機関紙・カードを配付するなどして行いました。

高校等に在籍していない子どもたちに、どのように相談室について周知していくかが今後の課題です。

(4) 相談対象の子どもの学齢（初回）

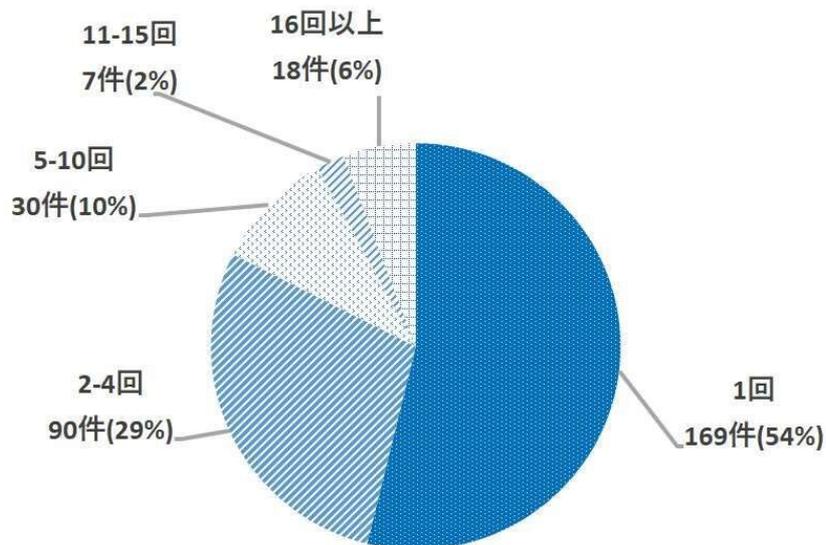
初回件数において、相談対象とされた子どもの学齢毎の件数を示しました。



相談対象とされた子どもは、小学生が多く、全体の半分以上でした。

(5) 相談の継続回数

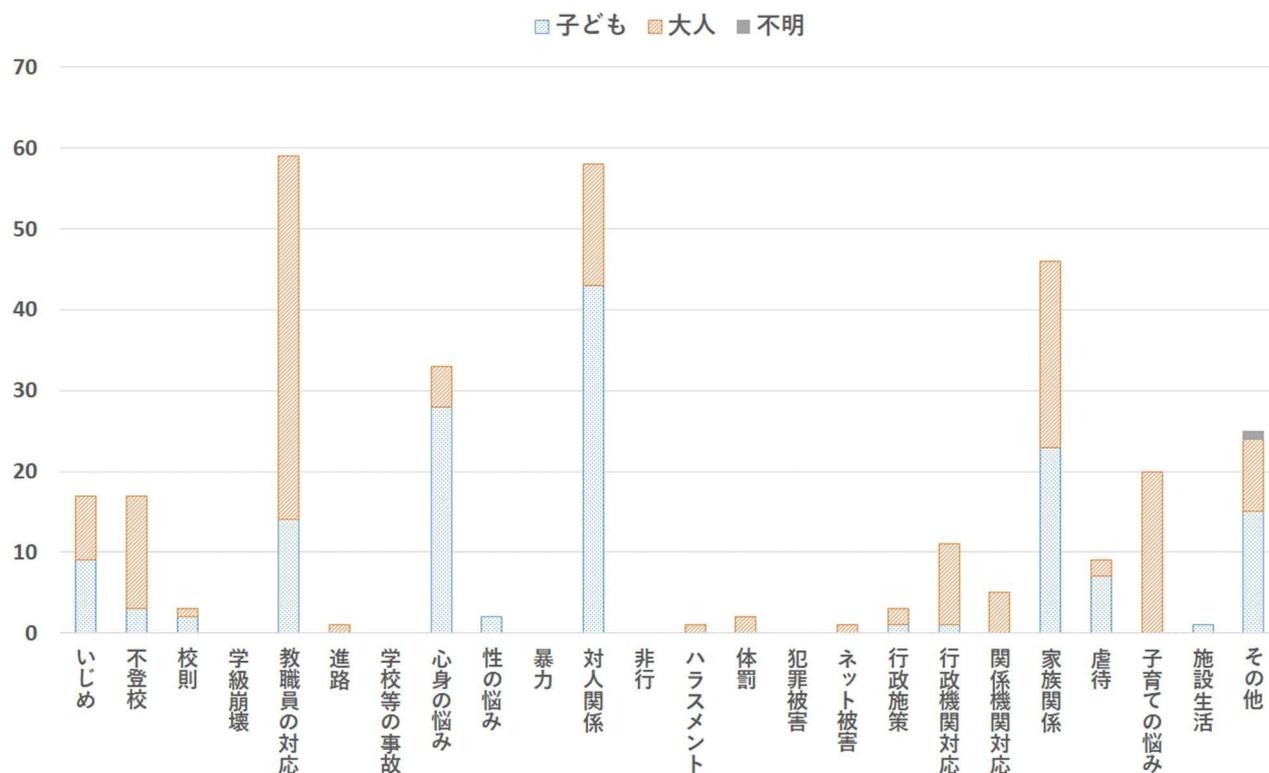
令和2年度中に相談が開始したケースについて、令和3年3月31日までに初回を含めて相談が継続した回数を示しました。



令和3年3月31日までの期間中に、相談が1回だったものは169件（約54%）と半分以上の割合を占め、2-4回のもは90件（約29%）、5-10回のもは30件（約10%）、10-15回のもは7件（約2%）、16回以上のもは18件（約6%）でした。

(6) 相談の主訴（初回）

初回相談時における主訴別の件数を、相談者が子どもの場合と大人の場合とに分けて示しました。なお複数の悩みや心配事などがあった場合は、最も中心となっているものを主訴としました。

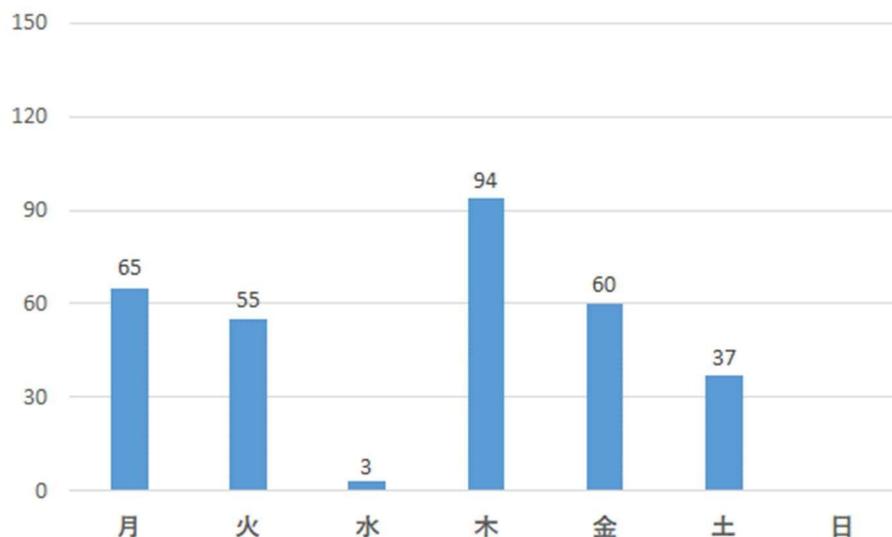


主訴	いじめ	不登校	校則	学級崩壊	教職員の対応	進路	学校等の事故	心身の悩み	性の悩み	暴力	対人関係	非行	ハラスメント	体罰	犯罪被害	ネット被害	行政施策	行政機関対応	関係機関対応	家族関係	虐待	子育ての悩み	施設生活	その他	計
子ども	9	3	2	0	14	0	0	28	2	0	43	0	0	0	0	0	1	1	0	23	7	0	1	15	149
大人	8	14	1	0	45	1	0	5	0	0	15	0	1	2	0	1	2	10	5	23	2	20	0	9	164
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
総計	17	17	3	0	59	1	0	33	2	0	58	0	1	2	0	1	3	11	5	46	9	20	1	25	314

多かった主訴は、順に「教職員の対応」(59件)、「対人関係」(58件)、「家族関係」(46件)、「心身の悩み」(33件)でした。このうち、子どもから多かったのは「対人関係」と「心身の悩み」で、大人から多かったのは「教職員の対応」でした。「家族関係」は子どもと大人で同数でした。

(7) 曜日別件数（初回）

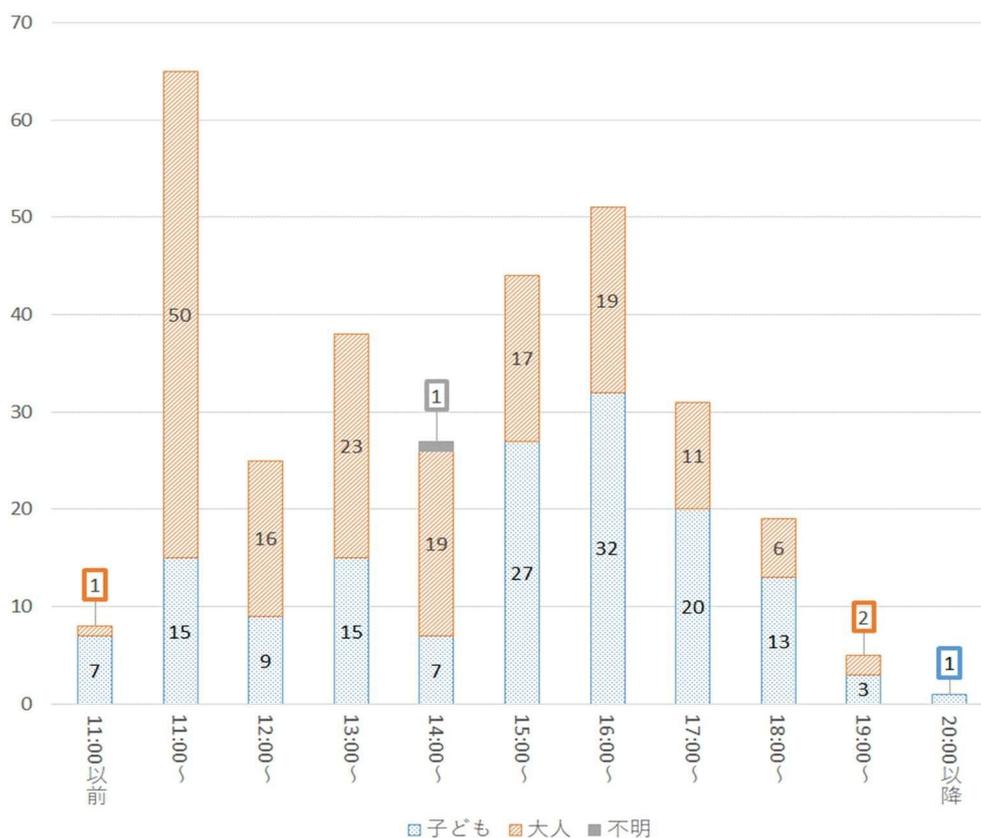
初回件数を曜日別に示しました。



相談日は、月、火、木、金、土曜日の5日間です。ケース検討会議を行う水曜日は相談を行っていませんが、手紙による相談の受付等があり、その件数を計上しました。木曜日が多くなっているのは、相談受付時間がその他の平日よりも長いことと、前日の水曜日に相談を行っていないこと等が理由として考えられます。

(8) 時間帯別相談件数

初回相談における、時間帯別の相談件数を、相談者が子どもの場合と大人の場合とに分けて示しました。



相談が多い順に、11 時台、16 時台、15 時台、13 時台となりました。このうち、子どもからの相談は 16 時台で最も多く、学校からの帰宅時間と関係しているのではないかと考えられます。一方、大人からの相談は午前中から 16 時台の間が多く、11 時台に特に多くなりました。子どもが学校などで在宅していない等の理由により、この時間帯に相談する機会が多いのではないかと考えられます。

(9) 相談の所要時間

① 初回

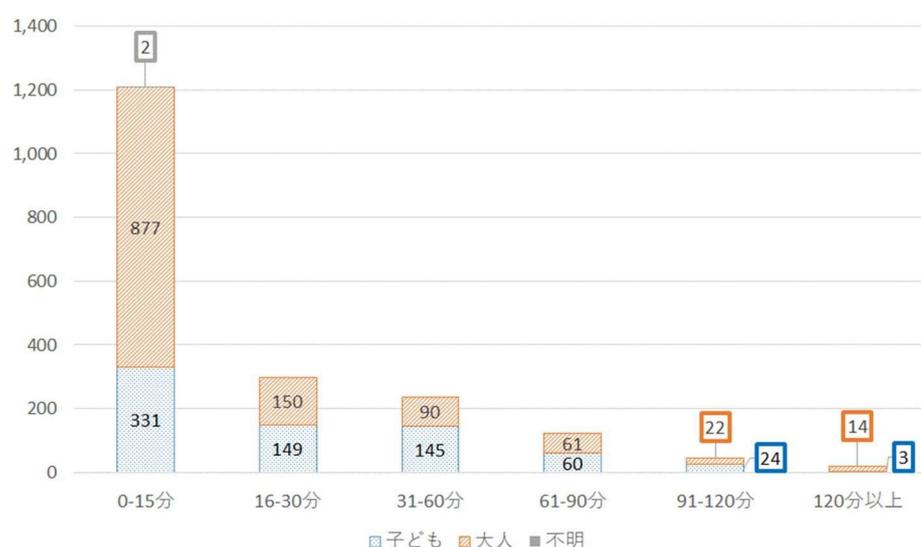
初回相談における所要時間を、相談者が子どもの場合と大人の場合とに分けて示しました。



60 分以内に終了するケースが多く（約 93%）、60 分を超えた相談は 23 件でした。

② 2 回目以降

2 回目以降の相談における所要時間を、相談者が子どもの場合と大人の場合とに分けて示しました。



2回目以降の相談についても、相談に関する連絡・調整等の件数も含むため「0-15分」の件数が多く（約63%）なっています。

(10) 相談方法（初回）

初回相談における相談方法は、電話が297件で全314件のうち約95%を占めました。以下、面談9件、手紙7件、メール（※）1件と続いています。

（※）新型コロナウイルス感染症の感染拡大による名古屋市立学校の休校期間において、期間を限定してメールによる相談受付を実施

2 申立て・自己の発意、調査・調整、勧告・要請等の状況

令和2年4月1日から令和3年3月31日までに、名古屋市子どもの権利擁護委員条例第12条第1項に基づく「申立て」を3件受理し、同条例第13条第1項に基づく調査・調整を行いました。

また、同条例第13条第2項に基づく自己の発意による調査を行うために必要となる、事実関係を把握するための関係機関への情報収集等（発意前情報収集等）を行いました。

その他、相談を受け、今後の方針等を検討するための関係機関からの情報収集等の調整活動を442件行いました。

3 特に目立った相談

(1) 新型コロナウイルス感染症

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症（以下本項では「コロナ」という。）の影響が私たちの身近な暮らしにまで及び、様々な変化を否応なく強いられた年でもありました。国連・子どもの権利委員会も2020（令和2）年4月8日、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する声明」を発出し、コロナ（COVID-19）のパンデミックが子どもたちに及ぼす重大な身体的、情緒的および身体的影響について警告するとともに、各国に対し、子どもたちの権利を保護するよう求めました。日本国内においても、子どもたちに対する十分な説明や学校教育現場における十分な準備がないまま行われた全国一斉休校、学校再開後における子どもたちの学習の負担や学校行事の中止等に社会の注目も集まり、子どもの権利が置き去りにされていることが指摘されました。そこで令和2年度に受けた相談から、コロナが関連していたと思われる相談を調べてみました。

まず、コロナ関連の相談件数は24件であり、令和2年度の初回件数（314件）の約8%に相当しました。相談者別でみると、子どもからが8件（小学生4件、中高生4件）、大人（主に保護者）からが16件でした。月別で見ると、4月8件、5月5件、6月4件、8月2件、9月2件、10月以降3件と前半に集中していたことが分かります。

主訴を細かくみてみると、4月上旬は「学校が始まるが行って大丈夫だろうか」や「家族に疾患を抱えたものがあるが、子どもを学校に行かせて大丈夫か」といった、主に感染を心配する声が子どもからも大人からも聞かれました。学校が休校となった4月中旬以降は、「友達と会えなくてつまらない」や「宿題を土日もやっている」といった子どもからの相談が多く、中には涙ながらにその苦しさを訴える相談もありました。一方、休校が明けた6月以降は大人からの相談が多くを占めるようになり、「子どもが学校に行きたくないと言っている」、「学校のコロナ対策は大丈夫か」、「マスクで子どもが熱中症にならないか心配」といった声が寄せられました。

なごや子どもの権利条例との関わりからみると、命や健康に関わる「安全に安心して生きる権利」(第4条)、「一人一人が尊重される権利」(第5条)、学ぶこと、遊ぶこと、様々な文化的活動に参加することなどにより「のびのびと豊かに育つ権利」(第6条)、そして、意見を持つための必要な情報を与えられ、意見や考えを自由に表現できる「主体的に参加する権利」(第7条)など、様々な権利に関わる相談があったといえます。

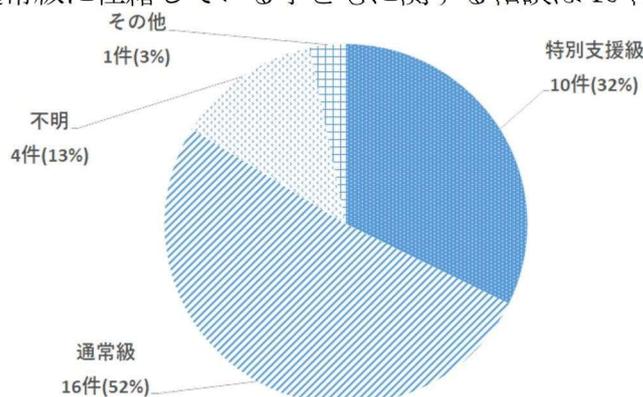
令和2年度後半においては、コロナ関連の相談は3件にとどまっています。おそらくは一定の感染症対策の方向性が示されたこともあり、不安定ながらも、日々の生活をどのようにしていくのかの道筋が見えてきたということがあるのかもしれませんが。とはいえ、未だ収束は見えず、予断を許さない状況であることに変わりありません。子どもには、自分を取り巻く状況を理解しその状況に対応するために、気持ちや意見を表明し尊重される権利があります。人知れず不安を抱えている子どももその気持ちを表明することができるよう、日々の相談活動を行っていきたいと考えています。

(2) 特別支援教育

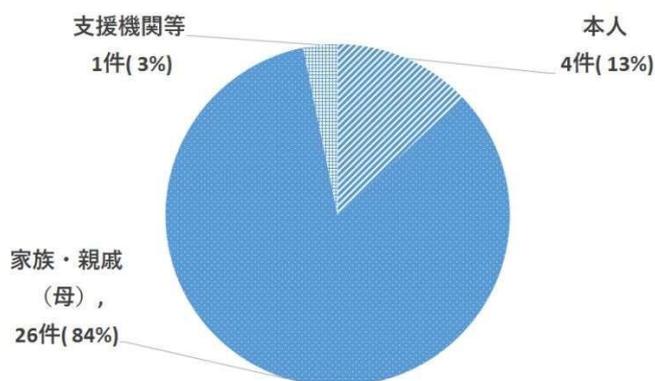
令和元年度及び令和2年度は、特別支援教育に関する相談で深いかかわりが必要となるものが目立った印象です。特別支援教育とは、子どもの在籍する学校、学級にかかわらず、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、自立と社会参加に向けた取り組みを支援するものです。

令和元年度及び令和2年度における特別支援教育に関する内容が含まれる相談の件数は31件で、全体の相談件数(令和元年度65件、令和2年度314件の計379件)の約8%でした。

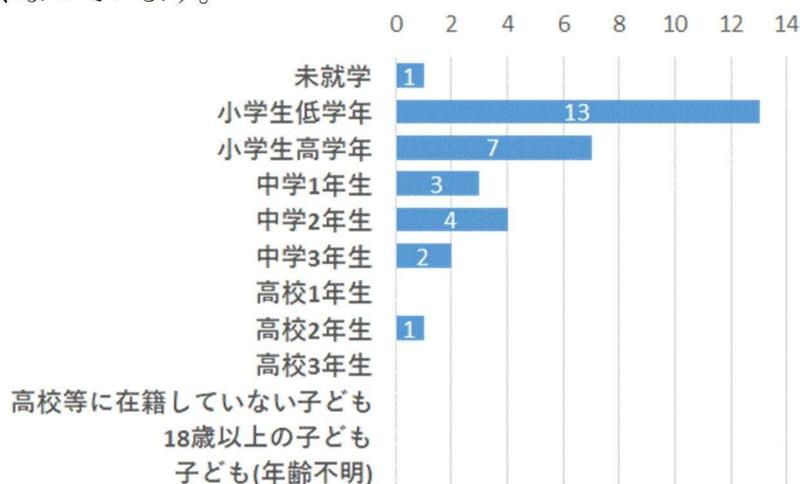
そのうち、特別支援学校又は特別支援級に在籍している子どもに関する相談は10件(約32%)、通常級に在籍している子どもに関する相談は16件(約52%)でした。



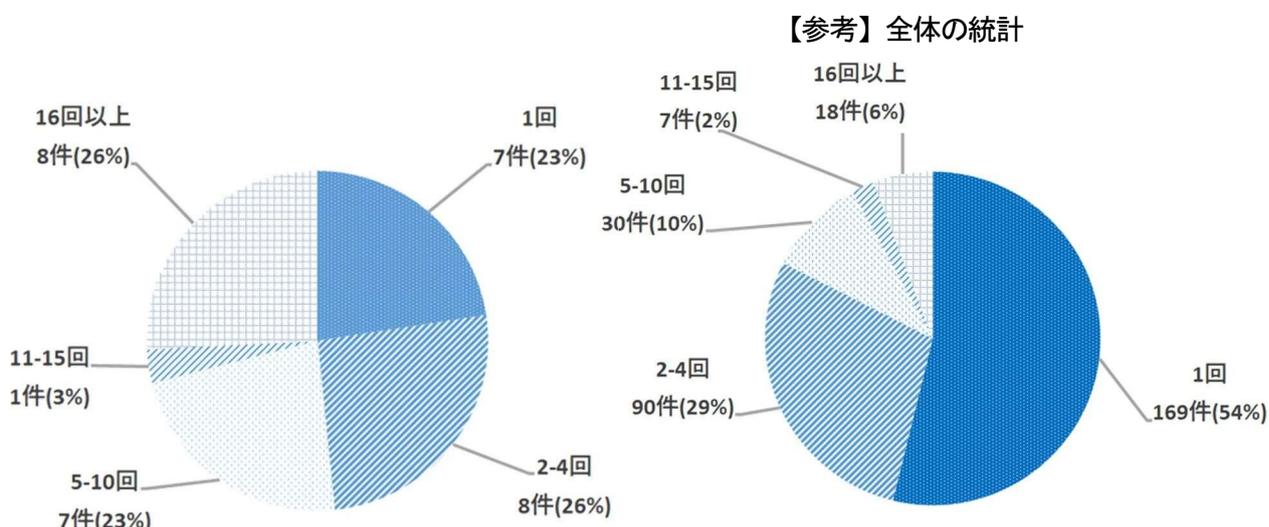
相談者は大人からの相談が多く、そのうち子どもの家族・親戚（母）が 26 件（約 84%）を占め、相談全体の統計に比して高い割合になっています。



対象となる子どもの年齢は小学校低学年が 13 件（約 42%）、小学校高学年 7 件（約 23%）、中学生 9 件（約 29%）で、全体と比較して年齢の低い子どもに関する相談の割合が高くなっています。



相談の継続回数は 1 回の相談で終わったのが 7 件（約 23%）、2～4 回のが 8 件（約 26%）、5～10 回のが 7 件（約 23%）、11～15 回のが 1 件（約 3%）、16 回以上のが 8 件（約 26%）と、全体の統計に比べ、回数を重ねたものが多く、なごもっかが継続的に深くかかわったことを反映した数字になりました。



相談の主訴としては教職員の対応が最も多く、その他はいじめ、家族関係、行政施策、子育ての悩み、進路、対人関係、不登校でしたが、主訴に限らず、相談の中で把握できた困りごとの主なものは以下のとおりです（いずれも、複数の相談において挙げられました。）。

- ・教員の障害に対する理解不足、不適切な対応により、合理的配慮が得られない、発達特性に関する知識が不十分と思われる発言、指導を受けた、進学に関する誤った知識の教示を受けた
- ・在籍級や支援内容に関する当事者（本人・保護者）の意思が尊重されていないというもの
- ・学校における支援者の不足により、十分な登校が確保できないというもの
- ・在籍学校に特別支援級がない、通級指導がない
- ・学校内の情報共有不足

特別支援教育に関しては、当事者から学校に対して合理的配慮を求めてもよいのかという相談があるなど、まだまだ当事者が声を上げづらい現状があります。すべての子どもが一人ひとり尊重され、安全に安心して生きるためには、子どもたちが自分のニーズについて声を上げ、学び、様々な人と触れ合い、多彩な文化活動に参加する権利を保障することが必要です。

なごもっかとしては寄せられた相談から、名古屋市における特別支援教育について強い関心を持っています。引き続き特別支援教育について、現状把握に努めていきたいと考えています。

【参考】

特別支援教育にかかわる「子どもの権利条約」の主な条文

- 第3条（子どもの最善の利益）
- 第12条（子どもの意見表明権）
- 第23条（障害のある子どもの権利）
- 第28条（教育を受ける権利）
- 第29条（教育の目的）

特別支援教育にかかわる「なごや子どもの権利条例」の主な条文

- 第4条（安全に安心して生きる権利）
- 第5条（一人一人が尊重される権利）
- 第6条（のびのびと豊かに育つ権利）
- 第7条（主体的に参加する権利）
- 第9条（市の責務）
- 第10条（保護者の責務）
- 第12条（学校等関係者の責務）

IV 相談から見えてきた課題

令和2年1月の「なごもっか」の開設から1年余りの相談を経て、同じ傾向の相談が多いことや、子どもの権利侵害を引き起こしている可能性のある制度や仕組みなどが徐々に明らかになってきました。

本項では、そのうち教員等による不適切対応と校則について取り上げ、子どもの権利擁護委員としての問題意識や意見を述べます。

発意を行うにはまだ十分な情報がありませんが、本稿によって、関係者のみなさまには、子どもの権利侵害が起きやすい現状を知っていただき、少しでも子どもの権利が大切にされ、守られるよう強くお願いしたいと思います。

1 「品位を傷つける罰」と子どもの権利

～なごもっかに寄せられた教員による不適切対応の分析から～

(1) なごもっかに寄せられた教員による不適切対応の分析

① 主訴「教職員の対応」の内訳

令和2年1月14日の開所から令和3年3月31日までになごもっかに寄せられた相談のうち、「教職員の対応」（国立・公立・私立・幼稚園・保育園問わず）を初回相談の主訴とするものは89件、発意前情報収集等は1件の計90件でした。

大人からの相談は70件、子どもからの相談は19件、不適切な対応をされた子どもに発達障害を含む何らかの障害があることが明らかになっている相談は23件でした。

いじめ・クラス内での友人関係などの相談に対応してもらえない、合理的配慮をしてもらえないなど、教職員が子どもの困りごとに寄り添えていないことに起因する相談が中心ですが、意見を聴かないで一方的に怒られた、怖いなどの子どもからの訴えも少なくありません。

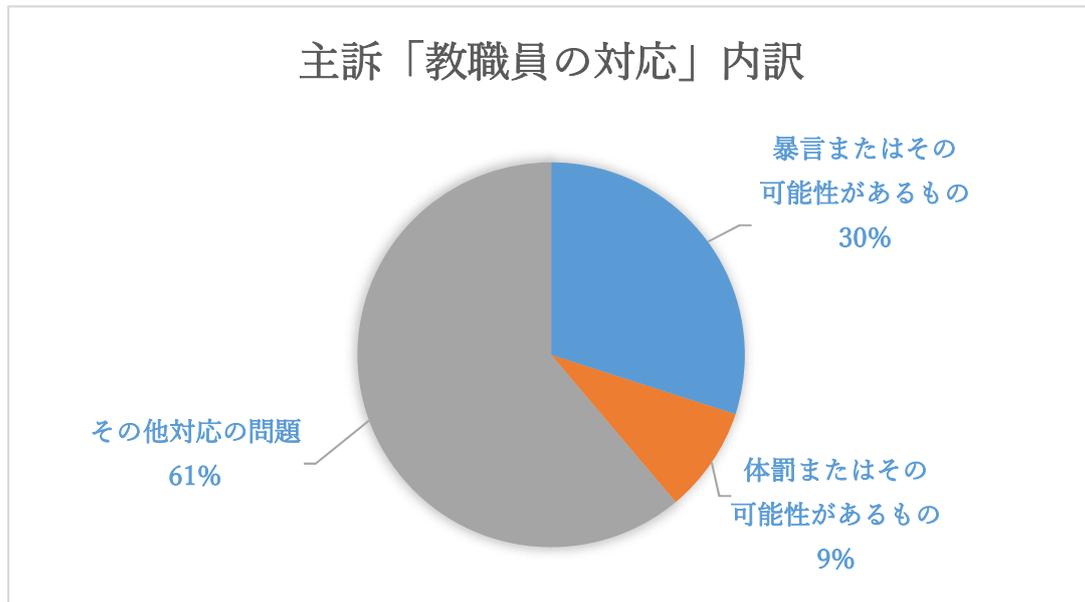
そこで、「教職員の対応」の相談のうち、体罰及び暴言に当たるものを抽出することとしました。

相談内容が、教職員による暴言に該当するものは23件、1回限りの電話など詳しい聴取ができていないものの、暴言にあたる可能性が否定できないものが4件でした。

教職員による体罰に関する相談は6件、詳しく聴取できていないものの、体罰の可能性のあるものが2件でした。

これらの相談のうち、子ども本人の希望で学校等に行き、調整を行ったものは11件です。なごもっかの介入後に子どもの困りごとに改善がみられたものは、継続中のものを除き、9件でした。

なお、初回相談の主訴が「教職員の対応」以外のもので、その背景に教職員の対応の問題がある場合（例えば、主訴が不登校であるが、背景に教職員の対応に問題があるもの）については、本統計では計上されていません。



② 暴言について

暴言を受けた子どもの内訳は、小学校低学年 7 件、小学校高学年 5 件、中学生 4 件、高校生 7 件でした。

暴言を用いた教職員の内訳は、学級担任 11 件、部活顧問 4 件、教科担任 2 件、その他教員 1 件、その他学校職員 4 件です。

暴言の内容の一例を下記にあげます。なお、子どものプライバシー権の保障の観点から、相談内容が特定されないものをあげています。

あ	「人間のくずだ」と言われた
い	「〇年生(所属学年より下の学年)に行きなさい」と言われた
う	1 時間怒られ続けた
え	「あなたしか注意される子はいない」と言われた
お	一方的に「〇〇室(教室以外の部屋)へ行け」と言われた
か	名前を利用した替え歌でからかわれた
き	希望する進路についてバカにされた

「あ」から「お」については、教員が子どもへの対応に注意する際に子どもの尊厳を傷つける暴言を用いたものです。特に、「い」の言葉に傷ついたという相談は複数から受けています。

(2) 子どもの権利条約と「品位を傷つける罰」

① それでは、このような暴言を子どもの権利条約はどのように位置づけているのでしょうか。

子どもの権利条約第 29 条第 1 項は、教育の目的について定めています。

第 29 条第 1 項

締約国は、子どもの教育が次の目的で行われることに同意する。

- (a) 子どもの人格、才能ならびに精神的および身体的能力を最大限可能なまで発達させること。
- (b) 人権および基本的自由の尊重ならびに国際連合憲章に定める諸原則の尊重を発展させること。
- (c) 子どもの親、子ども自身の文化的アイデンティティ、言語および価値の尊重、子どもが居住している国および子どもの出身国の国民的価値の尊重、ならびに自己の文明と異なる文明の尊重を発展させること。
- (d) すべての諸人民間、民族的、国民的および宗教的集団ならびに先住民間の理解、平和、寛容、性の平等および友好の精神の下で、子どもが自由に社会において責任ある生活を送れるようにすること。
- (e) 自然環境の尊重を発展させること。

また、第 28 条第 2 項は、学校懲戒につき定めています。

第 28 条第 2 項

締約国は、学校懲戒が子どもの人間の尊厳と一致する方法で、かつこの条約に従って行われることを確保するためにあらゆる適切な措置をとる。

国連子どもの権利委員会（以下本項では「UNCRC」という。）は、一般的意見第 1 号において、第 29 条第 1 項に掲げられた「教育の目的は、すべての子どもに固有の人間としての尊厳および平等かつ不可譲の権利を促進し、支え、かつ保護するもの」とし、「教育を、子ども中心の、子どもにやさしい、かつエンパワーにつながるようなものにしなければならない」としています。

その上で、「子どもは、校門をくぐることによって人権を失うわけではない。したがって、たとえば、教育は子どもの固有の尊厳を尊重し、第 12 条第 1 項（※子どもの意見表明権）にしたがって子どもの自由な意見表明や学校生活への参加を可能にするような方法で提供されなければならない。教育はまた、第 28 条第 2 項に反映された規律の維持への厳格な制限を尊重する方法で提供され、かつ学校における非暴力を促進するような方法で提供されなければならない」とし「体罰を使用することは子どもの固有の尊厳も学校の規律に対する厳格な制限も尊重しないことであるとくりかえし」指摘しています。

② そして、UNCRCは一般的意見8号(2008(平成20)年)において、「体罰」を「どんなに軽いものであっても、有形力が用いられ、かつ何らかの苦痛または不快感を引き起こすことを意図した罰」と定義し、体罰以外の罰でも「子どもをけなし、辱め、侮辱し、身代わりに仕立て上げ、脅迫し、こわがらせ、または笑いものにするような罰」は、残虐且つ品位を傷つける罰として子どもの権利条約と両立せず許されないとしました。

もちろん、しつけ及び規律の維持の必要性は認め、「子どもの健康的な発達、親その他のおとなが、社会で責任ある生活を送ることに向けた子どもの成長を援助するために、子どもの発達しつつある能力に一致する形で必要な指導および指示を行うこと」によって実現されるべきとしています。

したがって、体罰及び品位を傷つけるような罰は、子どもの権利条約に反し、認められるものではありません。

そして、暴言は「子どもをけなし、辱め、侮辱し、身代わりに仕立て上げ、脅迫し、こわがらせ、または笑いものにするような罰」であり、「品位を傷つけるような罰」に該当します。

(3) 国内法と教員による不適切対応

それでは、日本の法律ではどうでしょうか。

まず、校長及び教員による体罰は、学校教育法第11条で禁止されていますが、暴言を規制する法律はありません。

これに対し、保護者による、外傷が生じるような暴行や、著しい暴言は虐待とされ、禁止されています(児童虐待防止法第2条、第3条)。

外傷が生じるほどではない保護者による体罰も、2020(令和2)年4月に児童虐待防止法及び児童福祉法が改正施行され、全面禁止となりました。体罰等は、子どもの発達に深刻な影響を与えるとともに、子どもに暴力的な言動のモデルを示すことになりかねないからです。

体罰は軽いものでも全面禁止となりましたが、未だ正面から暴言を禁止する法律はありません。しかし、厚生労働省「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」による「体罰等によらない子育てのために」(2020(令和2)年2月)では、「体罰以外の暴言等の子どもの心を傷つける行為」として、心的虐待に至らない「怒鳴りつけたり、子どもの心を傷つける暴言等も、子どもの健やかな成長・発達に悪影響を与える可能性があり、子どもをけなしたり、辱めたり、笑いものにするような言動は、子どもの心を傷つける行為で子どもの権利を侵害」することを指摘しています。

暴言の主体が保護者であれ、教師であれ、暴言等の不適切対応が、子どもの健やかな成長・発達に悪影響を与える可能性に違いはありません。

(4) なごや子どもの権利条例と教員による不適切対応

なごや子どもの権利条例前文では、「子どもは自分の価値が尊重されることによって、他者の価値を尊重することを知ることができます」とし「大人は自分の言動が子どもに大きな影響を与えることを認識したうえで、子どもの手本となり、子どもから信頼される存在であることが求められています」としています。

また、安全に安心して生きる権利(第4条)、一人一人が尊重される権利(第5条)を特に大切な権利として保障していることからすれば、品位を傷つける罰は当然子どもの権利を侵害するものとして、認められるものではありません。

そのほか第6条(のびのびと豊かに育つ権利)、第7条(主体的に参加する権利)、第8条(共通の責務)、第9条(市の責務)、第12条(学校関係者の責務)などにも反することとなります。

(5) 体罰や品位を傷つける罰が子どもに与える影響

以上のとおり、体罰はもちろん、暴言などの品位を傷つける罰も、子どもの権利条約、なごや子どもの権利条例、保護者による体罰が全面禁止となった趣旨からしても、許されるものではありません。

子どもは、おとなの言葉や言動からあらゆることを学びます。おとなが、暴力や品位を傷つける罰を用いるとき、人権を軽視する態度や、暴力や品位を傷つける罰が人の行動を変容させる正当な方法であることを子どもに学ばせていると言わざるをえません。

実際に、「なごもっか」が相談に応じたいくつかの案件では、教員がある児童に使った子どもを傷つける言葉を、他の児童が当該児童に使うという事例が複数ありました。このような場合は、教員の言動がいじめを生じさせていると言えるでしょう。

また、「先生が怖くて相談できない」、「先生は聞いてくれない」、相談電話の中で、このような言葉を子どもたちから聞くことがあります。子どもが教員に恐怖心を抱くと、悩みを相談することができなくなり、いじめなどの問題が深刻化するおそれがあります。

当然、恐怖心から、不登校となる場合もあり、子どもの教育を受ける権利の侵害にも繋がります。

(6) 実際の相談においては、品位を傷つける罰を行う背景には、子どもを権利の主体として扱っていないなどの子どもの権利に関する認識不足や、発達障害などに関する知識不足などの要因が見受けられました。また、担任が子どもとうまく関われないことを抱え込んでしまうことで問題が深刻化してしまう場合も見受けられたことから、各学校及び教育委員会には、担任ひとりだけに責任を抱え込ませることのないよう、学校全体で子どもたちに関わるような取組をしていただきたいと強く願います。

子どもの権利擁護委員は引き続き、体罰及び品位を害する罰について、子どもの権利を侵害する重大な問題として注視していきます。

2 校則と子どもの権利

(1) なごもっかに寄せられた校則に関連する相談の内訳

① 主訴「校則」

令和2年1月14日の開所から令和3年3月31日までの期間に、初回相談の主訴を「校則」とする相談は、件数としては子どもから2件、大人から1件（その後、子どもからも話を聞いています）の計3件とわずかです。これらは高等学校の制服・頭髪など身だしなみに関するものや、遅刻・欠席の扱いに関するものでした。

② その他懲戒、その他の学校生活のルール

主訴が校則のものを除き、相談内容がルール違反への処分に関するもの、学校生活のルールに関するものは14件となります（令和2年度からの継続案件で、令和3年度になって校則問題にも言及されるようになったケースは除外しています）。これらには、ルール違反等で退学・登校停止等になったと相談のあったもの5件（中高。なお、相談につながった背景として、懲戒に際して適正な手続きがとられていなかった可能性もあります）、給食の完食ルールに関するもの3件も含まれています。

社会的には「ブラック校則」などに注目が集まる中、思いのほか子どもたち自身から校則に関する相談は少なく、そのほかの事柄を主訴とする相談においても、ルールについて違和感を持ちながらも声を上げる子どもが少ないと感じました。それは子どもからの「ルールを変えられるとは思っていなかった」等の発言にみられるように、子どもたちがルールには黙って従わなければならないと思ってしまっているからではないでしょうか。そこで、校則は子どもの権利の問題であると知ってもらうために、報告書に取り上げたいと思います。

(2) 校則の記載項目と実際の運用上の問題

中学・高校などでは生徒手帳に「校則」「生徒心得」等の名称で校則が示されることが多く、小学校の場合は、「〇〇小のきまり」や「よい子の一日」等の名称で書かれているものも校則にあたります（文部科学省『生徒指導提要』の説明）。小学校には生徒手帳がないので学校だよりなどで配布されることが多いと思われます。

校則に関しては、文面以上に制限される場合が多々あります。たとえば、頭髪では「端正・清潔」としか書かれていないのに、特定の髪型の禁止や、男女別で異なる長さの制限があったりしますし、靴や靴下では「華美でないもの」としか書かれ

ていないのに、特定の色に制限したり、ワンポイントの可・不可についての規定を加えていたりする場合があります。このような事例は相談の中でも見られました。

これらの細則が、違反した場合の「説諭」「特別指導」「奉仕活動」等とセットで明文化され、校則とは別にプリント等で生徒に配布・公開されている場合もあります。学校によっては、「特別指導」等の対象項目に「その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為」等を加えることで、学校がフリーハンドで規制できるようにしているところもあります。また、明文化されていても、それに該当しないことまで「特別指導」対象であるかのように説明されていると疑われる事例もあります。

(3) 校則の法律的な位置づけ

① 子どもの人格権・表現の自由と校則

まず前提として、子どもの権利条約第 28 条第 2 項にあるように、「学校の規律」は「児童の人間の尊厳に適合する方法で」「この条約に従って運用され」なければなりません。内容が人権を侵害するものであってはならないだけではなく、子どもの意見表明権や参加する権利を保障した運用が求められています。

内容に関していえば、日本国憲法第 13 条では、「すべて国民は個人として尊重される」、「自由及び幸福追求に対する国民の権利については」「最大の尊重を必要とする」(下線は引用者)とあります。なごや子どもの権利条例第 5 条も「個人の価値が尊重される」としています。また、子どもにも表現の自由が認められています(子どもの権利条約第 13 条、なごや子どもの権利条例第 5 条)。髪型や服装も表現の一部であり、合理的理由なく制限することはできません。校則で子どもの人格権(個人の尊厳)に制限を加えるには、特別な理由が必要です。もとより、何が自らの人格の重要な要素であると感じるかは人により異なるため、一律の制限を加えることは適切ではありません。「たかが頭髮、たかが服装」と軽く考えてはならないのです。逆に、自らの人格の重要な要素が何なのかを公表しないプライバシーの権利もあります(子どもの権利条約第 16 条、なごや子どもの権利条例第 5 条)。男女別を緩和した制服が検討されている状況もあり、一定の前進ととらえることもできますが、性自認などを公表しなくても済む校則(服装・頭髮)の在り方の検討も必要です。

② 教育目的の達成と校則

裁判所や政府は、学校が教育目的を達成するためには子どもの権利条約にある権利を一定制限できる、という見解をとってきました(子どもの権利条約の批准を議論する国会での政府答弁や子どもの権利条約発効 2 日前の文部事務次官通知)。

では、子どもの権利を制限する根拠としての「教育目的の達成」とは何でしょうか。まず、子どもの権利条約第 29 条第 1 項には、子どもの教育が指向すべきことについて列挙されています(本報告 p. 25 を参照のこと)ので、これらとの照合が必要です。このことと言えば、「権利を一定制限」することが「人権および基本的自由の

尊重ならびに国際連合憲章に定める諸原則の尊重を発展させること」になるのかが問われます。また、教育基本法は第1条で教育の目的を「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と定めています。国家・社会の「形成者」として育つためには、学校生活において参加する権利（子どもの権利条約第12条、第15条）の保障が必要不可欠です。なごや子どもの権利条例第7条も、「子どもは、自分たちにかかわることに主体的に参加するため」「意見を表明する機会が与えられること」「自分たちの意見が尊重されること」「意見を表明するために、必要な情報の提供その他必要な支援を受けられること」が「権利として保障されなければならない」としています。校則として制限を加えなければならない事柄は何か、校則を改正する手続きはどうあるべきかについて、子どもたちと意見交換しながら決めていくことは、まさにその役に立つといえるのではないのでしょうか（校則改正手続きについての相談もありました。）。また、心身ともに健康な国民の育成という意味では、UNCRCの一般的意見4にあるように、「自由に意見を表明し、かつその意見を考慮される権利（第12条）」が、「健康・発達に対する思春期の青少年の権利を実現するうえで基本的な重要性を有」します。したがって、教育目的を達成するためにも、子どもの権利を制限するのではなく、十分に保障していくことが求められているのです。

子どもの権利行使の保障を義務付ける国内法も作られました。児童福祉法の改正（平成28年）で、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり」（第1条）、「社会のあらゆる分野」で「児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならず」（第2条）、「この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない」（下線は引用者）（第3条）と規定されています。文部省通知等も含め、従来の校則の法的解釈を、子どもの権利条約の精神にもとづいて上書きする必要があります。

（4）ルール作りにおける子どもの意見表明と合意形成

① 多すぎるルール

校則に限らず学校生活のルールは、数が増えると、教員と子どもの関係が監視する／される、注意する／されるという関係になりがちで、子どもたちは信頼されていないと感じ、教員と子どもの関係もギスギスしますし、子どもたちがのびのびと過ごせなくなります。また、子ども間関係も「〇〇という持ち味を持ったAさん」ではなく、「〇〇を守れないAさん」という相互監視的なものに陥りがちになります。実際、「他の子が学校で決められたルールを守らない」という相談もありました。なごや子どもの権利条例が、子どもたちの「安全に安心して生きる」（第4条）、「一人一人が尊重される」（第5条）、「のびのびと豊かに育つ」（第6条）権利の保障を明文化していることから言っても、ルールは必要最低限のものに抑制すべきです。

② 子どもたちが納得していないルール

学校は、良かれと思ってルールを決めているのですが、子どもの納得と合意なしに決めるのは、なごや子どもの権利条例第7条（先述）に反します。「〇年生はこの階段を使ってはいけない」というルールを設けている学校はよくあるようですが、子どもたちには禁止のみが伝えられ、その理由が伝えられておらず子どもたちが納得していないケースが見受けられます。「下学年の子にケガをさせない、怖がらせない」という目的で教員と子どもたちが話し合い、子どもたちに行動について考えてもらえば、子どもたちを信頼することになりますし、過剰なルールで縛る必要もなくなるのではないのでしょうか。

③ 思い込みのルール

たとえば完食指導では、「給食を残すのは好き嫌いでわがまま」と教員が思い込んでいる可能性があります。しかし、感覚過敏の子どもの場合、人よりも極端に食感や味覚を感じ取ってしまいます。その場合、我慢の限界を超えている可能性があります。同様に、触覚過敏の場合、服の材質や短く爪を切ることだけで強い不快感を持つこともあります。なごや子どもの権利条例第5条では「個人の価値が尊重されること」が保障されなければならないとしています。専門職者として教員が人間の多様性について理解を深めることが求められます。

繰り返しになりますが、いずれの場合も、子どもたちがルールについて違和感や疑問も含めて自由に意見表明でき、学校がそれを正当に受けとめて、対話を重ねていけば解決していける問題だと思われまます。子どもが幼児であっても、障害を持っていても、論理的に話すのや人前で話すのが苦手でも、それぞれの事情に合わせて、行動や様子も含めて意見を聴き、活かしていく仕組みを構築していくことは可能だと考えます。

(5) 市民社会における子どもの権利の理解の深まりと校則

最後に、学校が校則やルールにこだわる一つの背景に、地域社会の要求や、生徒の就職の心配という問題があります。地域住民が個々の子どもの事情を知らないまま、自分の価値観から外れる子どもの言動について学校に苦情を伝えてくることもあります。高校の校則問題の調査で就職のことを耳にすることが複数ありました。卒業後に就職する生徒の多い高校では学校全体に対する地域の評判を気にせずにはいられないでしょう。地域住民や雇用する側が、子どもを個人としてとらえ、多様性をもった存在としてとらえられるようになるなど、市民社会の成熟も求められています。

V 広報・啓発活動

名古屋市子どもの権利擁護委員条例では、子どもの権利を守る文化及び社会を実現するため、委員の所掌事務として第3条第4号に「子どもの権利に関する普及啓発を行うこと」と定めています。

1 配付物を活用した広報活動

(1) 機関紙

子ども達に子どもの権利相談室「なごもっか」のことが、子どもの権利に関することを知ってもらえるよう、幅広く配付しました。

○第2号 配付時期：令和2年4月

配付対象：市内の小学校・中学校・高校・特別支援学校、保育所、幼稚園等に通う子ども

○第3号 配付時期：令和2年9月

配付対象：市内の小学校・中学校・高校・特別支援学校、保育所、幼稚園等に通う子ども

○第4号 配付時期：令和3年2月

配付対象：市内の小学校・中学校・高校・特別支援学校、保育所、幼稚園等に通う子ども

(2) カード

子どもが気軽に持ち歩くことができるよう、携帯用のカードを作成しました。

○配付時期：令和2年9月

配付対象：市内の小学校・中学校・高校・特別支援学校等に通う子ども

○その他、市の関係機関や調剤薬局等において配布

(3) リーフレット

学年・年齢で区別せず、自分にあったものを選択できるように、ふりがな有り版・ふりがな無し版の2種を作成するとともに、より多くの方に「なごもっか」を知っていただくため、外国語版(英語・中国語・タガログ語)を作成しました。

○配布場所：各区役所情報コーナー、民生子ども課、市の関係機関等

(4) ポスター

なごもっかについて広く知っていただくため、ポスターを作成し、関係機関等に掲示してもらうようお願いしました。

○依頼先：市内の小学校・中学校・高校・特別支援学校、保育所、幼稚園、区役所、児童館・とだがわこどもランド、市内ショッピングセンター、図書館、市内調剤薬局等

(5) その他、マスコットキャラクター「なごもん」のパペット、指人形や各種グッズを作製し、広報・啓発活動に活用していきます。

2 各種広報媒体を活用した広報活動

(1) 市公式ウェブサイト

「なごもっか」の取り組みや相談方法など基本的な情報の他、最新情報や活動等を随時掲載しています。

URL : <http://www.city.nagoya.jp/kodomoseishonen/page/0000123945.html>



QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

なごもっか



(2) 広報なごや

令和2年4月号 表紙の市長インタビュー「日本1子どもを応援するマチ ナゴヤ」で特集されました。

(3) テレビ・ラジオ

令和2年8月放送の市政広報テレビ番組「ナゴヤでしょ!」、広報ラジオ番組「名古屋市だより」で「なごもっか」の取り組みについて紹介されました。

(4) 公式Twitter

「なごもっか」の活動や子どもの権利についての情報などを配信するため、令和2年5月に公式Twitterを開設しました。

アカウント名: 名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」

@NagomokkaNagoya



QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う広報・啓発活動

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による学校等の休業や外出自粛が継続する中で、児童虐待等、子どもを取り巻くリスクが高まることを懸念し、下記の活動を実施しました。

(1) 動画

子どもの権利擁護委員と調査相談員からのメッセージ動画を名古屋市公式YouTube ページ「まるはっちゅ〜ぶ」に公開しました。



公開日: 令和2年5月1日



公開日: 令和2年7月3日

(2) メール相談

学校等の休校により家で過ごす時間が多くなっているものの、電話等による相談がしづらい子どものため、名古屋市立学校の休校期間において、メールによる相談を実施しました。

4 マスコットキャラクターの募集

マスコットキャラクターのデザインと名前を子どもから募集し、「なごもん」が誕生しました。

(1) デザイン募集 応募総数：845点 ※令和元年度に募集

(2) デザイン決定（投票） 投票期間：令和2年5月～6月

最も得票の多かったデザインをマスコットキャラクターとして採用しました。



市内学校に在学している生徒さん(応募時17歳)から応募してもらった作品です。

(応募者からのひとこと)

何事にも焦らず、のんびり、ゆっくりが大切という意味を込めてなまけもの。

(3) 名前の募集・決定 募集期間：令和2年9月～10月

応募総数：1,212件(うち有効数1,174件)

有効な応募のうち、最も多かった「なごもん」をマスコットキャラクターの名前として採用しました。

「なごもん」「なごっち」と一緒に写真がとれるよ！ (令和4年3月まで)

【使い方】①App Store/Google Playで『COCOAR』を検索、または右のQRコードを読み取り、アプリをダウンロードします。

②『COCOAR』を起動し、上のカメラマークの付いた絵を読み取ると、カメラが起動し、「なごもん」となごや子どもの権利条例マスコットキャラクター「なごっち」と一緒に写真をとることができます。



『なごや子どもの権利条例』の大切な4つのこと



あんぜん あんしん
安全に安心して
いきる権利



ひとりひとり
一人一人が
大切にされる権利



のびのびと
豊かに育つ権利



しゅたいてき
主体的に
参加する権利

5 子どもの権利に関する民間団体との意見交換

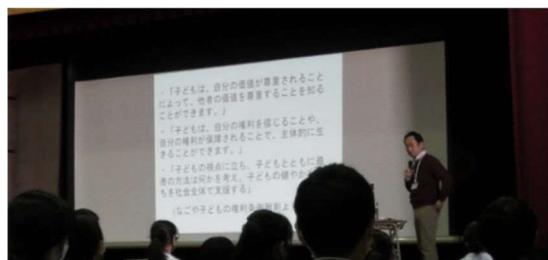
子どもの権利に関する活動を行っているNPO等と、子どもの権利の普及啓発等についての意見交換を行いました。

6 講演等

講演会、各種会議、研修会、ワークショップ等の場に権利擁護委員が出向き、講師として子どもの権利に関する普及啓発を行う取組みも行いました。

【令和2年度における取組み】

実施日	名称	対象者	従事委員
7月27日	児童相談所職員研修	児童相談所職員	谷口委員
8月17日	学校運営研修会	教員	間宮委員
8月24日	女性教員自主研修会	教員	間宮委員
9月5日	子どもの居場所づくり事業 ワークショップ	子ども	藤井委員
9月28日	名古屋医専 学生向け研修	学生	藤井委員
11月6日	職員講演会	市職員	間宮委員
11月12日	公立保育所人権研修	公立保育園長	間宮委員
11月12日	児童相談所職員研修	児童相談所職員	谷口委員
11月27日	筈瀬中学校人権集会	子ども	吉住委員
12月10日	人権問題研修推進者研修	生涯学習センター職員等	間宮委員
12月17日	主任児童委員研修会	主任児童委員	谷口委員
12月13日	なごっちフレンズワークショップ	子ども	間宮委員
12月17日	こどもサポート千種区代表者会議	子育て支援者等	間宮委員
12月18日	名古屋人権擁護委員協議会第一地区委員会	人権擁護委員	粕田委員
2月28日	なごっちフレンズワークショップ	子ども	間宮委員



現在、新型コロナウイルス禍の状況ではありますが、「なごもっか」では子どもの権利の普及啓発として、講演やワークショップ等の活動について、感染防止に充分留意しながら更に力を入れて進めていきます。

講師等のご依頼にあたっては、経費はいただかずに実施できますので、お気軽に「なごもっか」の事務局までお問い合わせください。大人向け、子ども向けのいずれでも結構です。

一緒に子どもの権利について考え、広めていきましょう。

「なごもっか」事務局

子ども青少年局子ども未来企画室(分室) TEL:211-8071

第3号(小学生版)

今期2年9月 第3号
小学生版

名古屋市の子ども権利相談室 **なごもっか**

子どもの権利を知っていますか？

どの子ども生まれたときから一人一人が大切にされる権利をもっています。どんなに小さいときも、自分の気持ちがあり、それが大切にされることで、安心して自分を表現して成長していくことができます。子どもだからこその大切にされる「子どもの権利」があるのです。

マスコットキャラクター決定

なごもっかのマスコットキャラクターが決まりました！800点を超えるご応募をいただき、その中から「なごもっか」のみならず、幅広い年代の子ども達が投票してくれました。応募してくれたみんな、投票してくれたみんな、ありがとうございました！！

名前を付けてください！

投票総数638票のうち141票を獲得！
選んだ理由の第1位は「@かわいひから」
他にもいろいろ理由がありました。
◎優しく、◎無邪気に、優しく話を聞いてくれそう、
◎温かい色が子どもを守っている感じがするから
(色はなまげものをイメージ、ハートはピンク色です)

★作者のコメント→「何事にも焦らず、のんびり、ゆっくりが大切という意味を込めてなまげもの」

マスコットキャラクター名前募集

（募集内容）相談室（なごもっか）のマスコットキャラクターの名前を募集します。応募用紙は裏面→

選ばれた名前は相談室のマスコットキャラクターの名称として使われます。

（対象者）名古屋市内に住んでいる、もしくは市内の学校等に通っている18歳未満の人（在学中も含みます）

（応募方法）裏面の「マスコットキャラクター名前募集用紙」または別の紙に書いて、①応募箱（相談室にあります）
②ファックス ③郵送 ④メール（nagomokka@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp）で応募してください。

※ファックス番号と郵送の宛先は裏面をご覧ください。

※メールの場合は、「マスコットキャラクター名前募集用紙」の記載事項をメール本文に書いて送ってください。

（締め切り）令和2年10月31日（土）

（その他）名前の発表は令和2年12月頃に市公式ウェブサイトと公式Twitterにて行う予定です。
市公式ウェブサイトにも募集についての説明ページを開設しました。

★「なごもっか」公式Twitter @NagomokkaNagoya

★「なごもっか」YouTube動画（名古屋公式ウェブサイト「まるはっちゃん」）

※QRコードは（株）アールシーエフの登録商標です。

たとえば、こんなときは「なごもっか」へ相談してみよう

いじめに悩んでいる、いじめられた、このルールおかしくない？、学校に行きたくない、学校にいたくない、バイト先で、みんなとちがうことは認めない？、無理に行くのがつらい、嫌なことがある

秘密は守ります。本人の同意がなければ、親、学校その他「なごもっか」以外の人には相談内容を伝えません。

相談する 電話 会って 手紙 FAX

子ども専用フリーダイヤル 0120-874-994
FAXで 052-211-8072
子ども専用番号 052-211-8640

月・火・金 午前11時～午後7時（受付時間は午後6時30分まで）
水 午前11時～午後6時（受付時間は午後7時30分まで）
土 午前11時～午後6時（受付時間は午後4時30分まで）
※祝日、年末年始を除きます

〒461-0005
名古屋市中区東一丁目13番3号
NHK名古屋放送センター6階

マスコットキャラクター名前応募用紙

キャラクターの名前：
説明：
あなたは名古屋市内に住んでいますか？または名古屋市内の学校に通っていますか？ はい いいえ
あなたの年代を教えてください。 小学生未満の年齢の人 小学生 中学生 高校生以上の年齢の人
・いただいた応募用紙はお返しいたしませんのでご理解ください。
・応募いただくキャラクターの名前は、応募者の自作・未発表で、第三者の著作権等の権利を侵害しないものに限り、
・採用されたキャラクターの名前の著作権など一切の知的財産権は名古屋市に帰属します。

第3号(中学生・高校生・保護者版)

今期2年9月 第3号
中学生・高校生・保護者版

名古屋市の子ども権利相談室 **なごもっか**

子どもの権利を知っていますか？

どの子ども生まれたときから一人一人が大切にされる権利をもっています。どんなに小さな時も、自分の気持ちがあり、それが大切にされることで、安心して自分を表現して成長していくことができます。子どもだからこその大切にされる「子どもの権利」があるのです。

マスコットキャラクター決定

なごもっかのマスコットキャラクターが決まりました！800点を超えるご応募をいただき、その中から「なごもっか」のみならず、幅広い年代の子ども達が投票してくれました。応募してくれたみんな、投票してくれたみんな、ありがとうございました！！

名前を付けてください！

投票総数638票のうち141票を獲得！
選んだ理由の第1位は「@かわいひから」
他にもいろいろ理由がありました。
◎優しく、◎無邪気に、優しく話を聞いてくれそう、
◎温かい色が子どもを守っている感じがするから
(色はなまげものをイメージ、ハートはピンク色です)

★作者のコメント→「何事にも焦らず、のんびり、ゆっくりが大切という意味を込めてなまげもの」

マスコットキャラクター名前募集

（募集内容）相談室（なごもっか）のマスコットキャラクターの名前を募集します。応募用紙は裏面→

選ばれた名前は相談室のマスコットキャラクターの名前として使われます。

（対象者）名古屋市内に住んでいる、もしくは市内の学校等に通っている18歳未満の人（在学中も含みます）

（応募方法）裏面の「マスコットキャラクター名前募集用紙」または別の紙に書いて、①応募箱（相談室にあります）
②ファックス ③郵送 ④メール（nagomokka@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp）で応募してください。

※ファックス番号と郵送の宛先は裏面をご覧ください。

※メールの場合は、「マスコットキャラクター名前募集用紙」の記載事項をメール本文に書いて送ってください。

（締め切り）令和2年10月31日（土）

（その他）名前の発表は令和2年12月頃に市公式ウェブサイトと公式Twitterにて行う予定です。
市公式ウェブサイトにも募集についての説明ページを開設しました。

★「なごもっか」公式Twitter @NagomokkaNagoya

★「なごもっか」YouTube動画（名古屋公式ウェブサイト「まるはっちゃん」）

※QRコードは（株）アールシーエフの登録商標です。

たとえば、こんなときは「なごもっか」へ相談してみよう

いじめに悩んでいる、いじめられた、このルールおかしくない？、学校に行きたくない、学校にいたくない、バイト先で、みんなとちがうことは認めない？、無理に行くのがつらい、嫌なことがある

秘密は守ります。本人の同意がなければ、親、学校その他「なごもっか」以外の人には相談内容を伝えません。

相談する 電話 会って 手紙 FAX

子ども専用フリーダイヤル 0120-874-994
FAXで 052-211-8072
子ども専用番号 052-211-8640

月・火・金 午前11時～午後7時（受付時間は午後6時30分まで）
水 午前11時～午後6時（受付時間は午後7時30分まで）
土 午前11時～午後6時（受付時間は午後4時30分まで）
※祝日、年末年始を除きます

〒461-0005
名古屋市中区東一丁目13番3号
NHK名古屋放送センター6階

マスコットキャラクター名前応募用紙

キャラクターの名前：
説明：
あなたは名古屋市内に住んでいますか？または名古屋市内の学校に通っていますか？ はい いいえ
あなたの年代を教えてください。 小学生未満の年齢の人 小学生 中学生 高校生以上の年齢の人
・いただいた応募用紙はお返しいたしませんのでご理解ください。
・応募いただくキャラクターの名前は、応募者の自作・未発表で、第三者の著作権等の権利を侵害しないものに限り、
・採用されたキャラクターの名前の著作権など一切の知的財産権は名古屋市に帰属します。

第4号(小学生版)

子ども専用フリーダイヤル 0120-874-994
 名古屋市子どもの権利相談室 **なごもっか**
 子どもの権利を知っていますか？
 どの子どもも生まれたときから一人一人が大切にされる権利をもっています。どんなに小さなときも、じぶんのきもちがあり、それが大切にされることで安心してしんをもちておおくくなっていくことができます。子どもだからこそ大切にされる「子どもの権利」があるのです。

マスコットキャラクター名前決定!!
 なごもっかのマスコットキャラクターの名前が決まりました！
 1,100点をを超えるご応募をいただきました☆みんな素敵な名前をありがとう☆

なごもん だよ☆

みんなからこんな意見をもらいました☆
 「かわいらしくみんなに愛されて、『なごもっか』を身近に感じてもらえるように名前をつけました。『なごもっかの『なご』と、みんなで落ちていて『なごもーよ！』でなごもんです。」

～権利擁護委員からのメッセージ～
 なごもっかは、子どもたちのための相談室。だから、一番意見が多かった「なごもん」にしました。「ゆっくりりやそろ」「あなたのとりにいるよ」「ほんわりとやさしくなごむ」、そんな「なごもっか」でいいです。

「なごもっかの『なご』にちなんで名前がたくさんときました。『けんり』や『のんびり』を大切にしたいかんがえてくれた名前もありました。みんなひとりが、たいせつな声をなごもっかはしつかりと聞きます☆」

たとえば、こんなときは「なごもっか」へ相談してみよう

いじめにやんでいる
たいげつされた
このルールおかしくない？
学校に行きたくない
家にいたくない
友達に行くのがつらい

相談する 電話 会って 0120-874-994
 手紙 FAX 052-211-8640
 FAXで 052-211-8072

なごもん だよ☆

みんなからこんな意見をもらいました☆
 「かわいらしくみんなに愛されて、『なごもっか』を身近に感じてもらえるように名前をつけました。『なごもっかの『なご』と、みんなで落ちていて『なごもーよ！』でなごもんです。」

～権利擁護委員からのメッセージ～
 なごもっかは、子どもたちのための相談室。だから、一番意見が多かった「なごもん」にしました。「ゆっくりりやそろ」「あなたのとりにいるよ」「ほんわりとやさしくなごむ」、そんな「なごもっか」でいいです。

「なごもっかの『なご』にちなんで名前がたくさんときました。『けんり』や『のんびり』を大切にしたいかんがえてくれた名前もありました。みんなひとりが、たいせつな声をなごもっかはしつかりと聞きます☆」

第4号(中学生・高校生・保護者版)

子ども専用フリーダイヤル 0120-874-994
 名古屋市子どもの権利相談室 **なごもっか**
 子どもの権利を知っていますか？
 どの子どもも生まれたときから一人一人が大切にされる権利をもっています。どんなに小さなときも、自分の気持ちがあり、それが大切にされることで、安心して自信を持って成長していくことができます。子どもだからこそ大切にされる「子どもの権利」があるのです。

マスコットキャラクター名前決定!!
 なごもっかのマスコットキャラクターの名前が決まりました！
 1,100点をを超えるご応募をいただきました☆みんな、素敵な名前をありがとう☆

なごもん だよ☆

みんなからこんな意見をもらいました☆
 「ナメケモノだけ。怒ってるのではなく肩力を抜いて、なごも(和も)という意味。『なごもっかの『なご』とみんなで落ちていて『なごもーよ！』でなごもんです。」「温かくてまあいいイメージです。」

～権利擁護委員からのメッセージ～
 なごもっかは、子どもたちのための相談室。だから、アンケートでみなさんの意見が多かった「なごもん」にしました。「肩の力を抜く」「あなたのとりにいるよ」「ほんわりと優しく和む」。そんな「なごもっか」でいいです。

「優しく」「温かく」「自分のペースでゆっくりり」から連想した名前が多かったです。そんな皆さんの期待に応えられる相談室でありたいと思います。ナメケモノの英語名が sloth だということも皆さんのおかげで知りました。

たとえば、こんなときは「なごもっか」へ相談してみよう

いじめにやんでいる
たいげつされた
このルールおかしくない？
学校に行きたくない
家にいたくない
友達に行くのがつらい

相談する 電話 会って 0120-874-994
 手紙 FAX 052-211-8640
 FAXで 052-211-8072

なごもん だよ☆

みんなからこんな意見をもらいました☆
 「ナメケモノだけ。怒ってるのではなく肩力を抜いて、なごも(和も)という意味。『なごもっかの『なご』とみんなで落ちていて『なごもーよ！』でなごもんです。」「温かくてまあいいイメージです。」

～権利擁護委員からのメッセージ～
 なごもっかは、子どもたちのための相談室。だから、アンケートでみなさんの意見が多かった「なごもん」にしました。「肩の力を抜く」「あなたのとりにいるよ」「ほんわりと優しく和む」。そんな「なごもっか」でいいです。

「優しく」「温かく」「自分のペースでゆっくりり」から連想した名前が多かったです。そんな皆さんの期待に応えられる相談室でありたいと思います。ナメケモノの英語名が sloth だということも皆さんのおかげで知りました。

(2) カード

なごやしこ けんりそうだんしつ **なごもっか**
 名古屋市子どもの権利相談室

悩んだときは相談してね

たとえば…

- 学校に行きたくないなあ
- ゆっくりする時間が欲しい
- このルール、おかしくない?

※秘密は守ります

- ご飯がない時がある
- 仲間に入れない
- みんなとちがうのはだめなの?

子どもの権利相談室 なごもっか
 マスコットキャラクター

こ せんよう
 ども専用
 フリーダイヤル **0120-874-994** **無料**

ファックスで 会って てがみ 手紙で も相談できます。

なごやしこ けんりそうだんしつ
 名古屋市子どもの権利相談室 **なごもっか** は
 子どもの権利を守る相談室だよ。
 気軽に相談してね。「どうするといいか」を一緒に考えよう。

18歳未満(高校生在学中の人もふくむ)は相談できます。

0120-874-994 **052-211-8072**
 (子ども専用フリーダイヤル 無料) **ファックス FAX**

〒461-0005
 名古屋市東区東桜一丁目13番3号
 NHK名古屋放送センタービル6階

子どもの権利に関することなら
 大人も相談できます。
大人用電話番号 052-211-8640

月・火・金 / 午前11時～午後7時 (受付は午後6時30分まで)
 木 / 午前11時～午後8時 (受付は午後7時30分まで)
 土 / 午前11時～午後5時 (受付は午後4時30分まで)

※祝日、年末年始を除きます

なごもっか
 公式Twitter
 @NagomokkaNagoya

(3) リーフレット

①ふりがな有り版

子どもの権利とは?

どの子どもも生かされていないから、生まれたときから一人一人がたいせつにされる権利をもっています。どんなにちいさなときも、じぶんのきもちがあり、それがたいせつにされることで、あんしんしてじしんをもって大人になっていくことができます。これから大人になる子どもには「子どもの権利」があるのです。

子どもたちは、

- ①「あんぜんにあんしんして生きる権利」、
- ②「一人一人がたいせつにされる権利」、
- ③「のびのびとゆたかにそだつ権利」、
- ④「じぶんのきもちでさんかする権利」の4つの権利をちゅうしんし、さまざまな権利があります。

(なごもっかの権利条約)

「なごもっか」とは?

「なごもっか」は、子どもの権利をまもるための相談室です。なごもっかには、調査相談員と子どもの権利ようごいんがいます。「権利ようごいん」というのは、権利をまもる、といういみです。

なごもっかは、子どもたちのみかたで、いつも「子どもの最善の利益」(その子どもにとっていちばんよいことはなにか)をかんがえています。

みなさんがいけんをいやすように、いっしょにかんがえ、みなさんのきもちをたいせつにして、かいつづきぬぎます。



なごもっか入口 (6階です) NHK名古屋放送センタービル

相談するには?

私たちがみなさんのはしあますます調査相談員が対応します。

子ども専用フリーダイヤル
☎0120-874-994
●電話で 大人相談室 ☎052-211-8640
●FAXで ☎052-211-8072

〒461-0005
名古屋市東区東桜一丁目13番3号
NHK名古屋放送センタービル6階
●会って、手紙で (来館からオアンス21を請うて分はです。)

相談できる曜日と時間

月～金 午前11時～午後7時 (受付は午後6時30分まで)
土 午前11時～午後8時 (受付は午後7時30分まで)
日 午前11時～午後5時 (受付は午後4時30分まで)
※祝日、年末年始を除きます



ひらがなあり版

名古屋市
子どもの権利相談室

なごもっか

二人で悩まないで、相談してね



「なごもっか」は、子どもの権利を守るための相談室です。

子ども専用フリーダイヤル
☎0120-874-994

【なごもっか】公式Twitter @NagomokkaNagoya

「なごもっか」はどんなことをするの?

たとえば、こんなときは「なごもっか」へ相談してみよう

- 学校に行きたくないなあ
- 仲間はいいくない
- このルールおかしくない?
- ごはんを食べさせてもらえない時がある
- いじめで悩んでいる
- いやなこと言っちゃった
- 話をきいてくれない

その他、悩みや心配事など、どんなことでも相談できます。「つらい」「嬉しい」「困った」「助けてほしい」と感じたときは、「なごもっか」に話してくださいね。

みなさんからの相談は、調査相談員がききます。子どもの権利ようごいんは、みなさんの相談にもついて、どんなことがおきているのかしらべたり、いろいろなところにはたらかせてこまったことがかいつづけるようにかつどうしたりします。

ひみつは守ります

本人の同意がなければ、親、学校、その他なごもっか以外の人には相談内容を伝えません。

相談する

電話、FAX、会って、手紙

一緒に考える

「どんなことができるかな?」「どうして困っているかな?」「どうしたらいいかな?」

調べる・協力する

調査・調整

解決

どうすればいいかわかった、安心して、権利の回復、元気に戻った。

報告

あなたの代わりに気持ちや意見を伝えることもできます。

要請

もっとよくなっていくために、他の機関に対して対応や制度の改善を求めるともできます。

また困ったことがあったら、いつでも相談してください。

②ふりがな無し版

子どもの権利とは？

人間は、大人だけのものではありません。すべての子どもは生まれるがらに一人ひとりがけがえのない存在として大切にされる「権利」があります。どんな小さな子どもでも自分の気持ちがあり、それが大切にされることで自分の人生を切り拓いていくことができます。「なごもっか」では、

- 1 安全に安心して生きる権利
- 2 一人一人が尊重される権利
- 3 のびのびと豊かに育つ権利
- 4 主体的に参加する権利

の4つの権利を中心に、様々な子どもの権利があることがうたわれています。

「なごもっか」とは？

子どもの権利相談室「なごもっか」は、「名古屋子どもの権利擁護委員会」に基づき、子どもの権利を守るための相談室です。なごもっかを運営する子どもの権利擁護委員は、他のどの機関からも独立して、「子どもの最善の利益」(その子どもにとって一番良いことは何か)を考えながら活動します。なごもっかは、みなさんが自分の意見を伝えるように話を聞き、ともに考え、みなさんの気持ちを尊重した解決を目指します。



なごもっか入口 (6階です)



NHK名古屋放送センタービル

相談するには？

私たちが皆さんの話を聞きます。

調査相談員が対応します。

子ども専用フリーダイヤル
0120-874-994

●電話で 大人専用番号 052-211-8640
子どもの権利に関わることであれば、大人も相談できます。

●FAXで 052-211-8072

〒461-0005
名古屋市中区東横一丁目13番3号
NHK名古屋放送センタービル6階

●会って、手紙で (駅からオアシス21を渡って3分ほどです。)

相談できる曜日と時間

月	火	水	木	金	土	日
午前11時～午後7時 (受付は午後6時30分まで)	午前11時～午後7時 (受付は午後6時30分まで)	午前11時～午後8時 (受付は午後7時30分まで)	午前11時～午後5時 (受付は午後4時30分まで)	※ 祝日、年末年始を除きます。		

名古屋市 子どもの権利相談室

なごもっか

一人で悩まないで、相談してね



「なごもっか」は、子どもの権利を守るための相談室です。

子ども専用フリーダイヤル
はなし さくよ
0120-874-994

「なごもっか」公式Twitter @NagomokkaNagoya



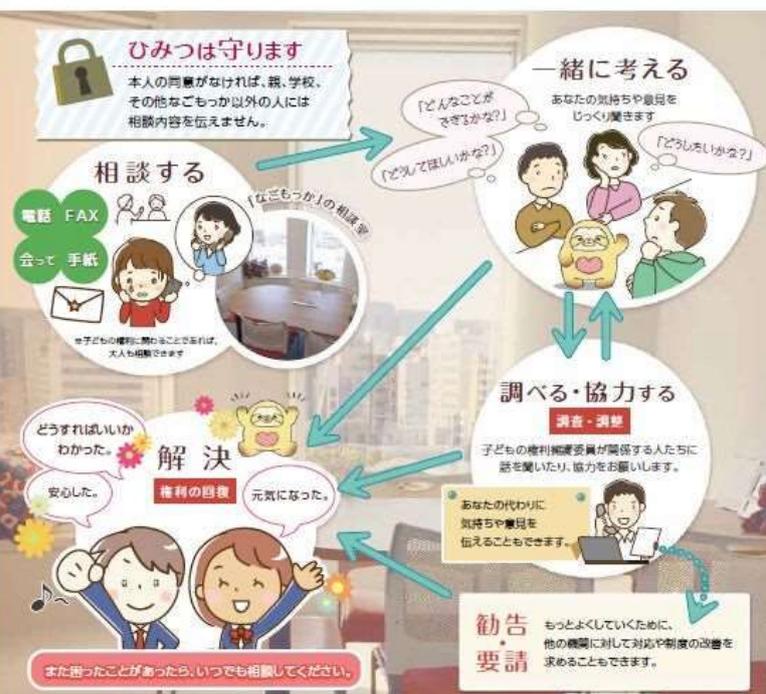
「なごもっか」はどんなことをするの？

なごもっかでの相談は調査相談員が対応し、子どもの権利擁護委員は相談・申立て等に基づいて調査・調整を行います。必要があれば、他の機関等に対し、対応を改めたり、制度を改善したりするように勧告等を行うこともあります。また、申立てがない場合でも、相談を受ける中で子どもの権利が守られない制度や状況があることを知ったときには、自ら調査や勧告等を行う機能もっています。

たとえば、こんなときは「なごもっか」へ相談してみよう

- 学校に行きたくないなあ
- 仲間にはいれない
- このルールおかしくない？
- 話を聞いてくれない
- ゆっくりする時間が欲しい
- ごはんを食べさせてもらえない時がある
- みんなと違うことはダメなの？
- 家のことで自分の時間がない
- 家にいたくない
- 体罰された
- 嫌なこと言っちゃった
- 部活に行くのがつらい
- いじめで悩んでいる

その他、悩みや心配事など、どんなことでも相談できます。「つらい」「苦しい」「困った」「助けてほしい」と感じたときは、「なごもっか」に話してくださいね。



ひみつは守ります
本人の同意がなければ、親、学校、その他なごもっか以外の人には相談内容を伝えません。

相談する
電話 FAX 会って 手紙

一緒に考える
あなたの気持ちや意見をじっくり聞きます。

調べる・協力する
調査・調整
子どもの権利擁護委員が関係する人たちに話を聞いたり、協力をお願いします。

解決
権利の回復
どうすればいいかわかった。 安心した。 元気がなった。

勧告 要請
もっとよくしていくために、他の機関に対して対応や制度の改善を求められます。

また困ったことがあったら、いつでも相談してください。

VI シンポジウム・研修・会議

1 シンポジウム

令和2年度は、令和元年度において参加した『「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム』が新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止となり、「なごもっか」として参加したシンポジウムはありませんでした。

2 外部研修への参加

(1) 日本電話相談学会第33回大会（オンライン）

日 時	令和2年12月12日（土）、12月13日（日）
主 催	日本電話相談学会
テ ー マ	遠隔相談としての電話相談・SNS相談の可能性
当室からの参加者	調査相談員8名

(2) 学校福祉2020 オンデマンド型研修（オンライン）

日 時	令和2年12月21日（月）～令和3年1月20日（水）
主 催	日本福祉大学社会福祉総合研修センター
内 容	<ul style="list-style-type: none">・権利主体としての子どもをどう育てるか ～教育福祉論の水脈をたどる～・今、どうして学校福祉なのか・子どもの生きづらさをとらえる教育観・子ども観・子ども地域福祉とスクールソーシャルワーク・多職種連携からみたチーム学校
当室からの参加者	調査相談員10名

3 内部研修

調査相談員向けの研修は、次のように実施しました。（内容に応じ、子どもの権利擁護委員や本市職員等も随時参加）

(1) 外部講師による研修（敬称略、講師の所属等は研修実施時点のもの）

日程	講師（所属等）	内容
12/23	赤根 昭英（星槎国際高等学校） 岩井 茂（星槎国際高等学校）	名古屋市における特別支援教育
3/9	加藤 理絵 （名古屋国際センター 広報情報課長） 林 敏博 （名古屋国際センター 広報情報課 海外児童生徒教育相談員）	外国人児童、生徒、保護者の理解について

(2) 子どもの権利擁護委員による研修

子どもの権利擁護委員のそれぞれの専門性を活かし、スキルアップのための研修を随時実施しました。

(3) 「とよた子どもの権利相談室（こことよ）」との交流研修

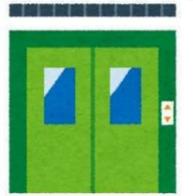
7月14日（火）と28日（火）の2回にわたって「とよた子どもの権利相談室（こことよ）」の相談員においでいただき、情報交換や相互理解を通し、スキルアップを図りました。

4 会議

ケース検討会議 毎週水曜日開催

なごもっか 子どもの権利相談室はこんなところ！

NHK名古屋放送センタービル6階にあります。



子どもの権利相談室

相談できる曜日と時間
 月・火・金 11:00~19:00
 木 11:00~20:00
 土 11:00~17:00
 (受付は終了30分前まで)



なごもっか ここが出入口

入口で体温測定と消毒のご協力をお願いします！



絵本やマンガ、子どもの権利の本や、カードゲーム、オセロやブロック、おりがみなどがあるよ。



面談室2はたくさん人がはいるよ。お友達と一緒に来ても大丈夫！

ここに10名の相談員がいます。

面談室 2



面談室 1



情報コーナー

カウンター

プレイコーナー

ほん本

窓からのながめがよく、オアシス21とテレビ塔が見えるよ。



なごもっかへの相談は、電話、ファックス、手紙、あ、会って、いろいろな方法でできるよ。連絡待っています!!

秘密は守ります！

うまく話せなくても大丈夫!! ゆっくりお話を聴きます。

どうしたいかな？ どうしたらいいかな？ あなたの気持ちを聴いて、あなたにとって一番いいことは何かを一緒に考えます。お話するだけでもいいんだよ。

相談してくれたみんなの声

ちょっと話をしたらすっきりしました。(高校生)



状況を整理できた。
今まで考えたことが
なかったから状況が
わかった。(中学生)

なごもっかに今日、電話を
して、話を聞いてもらえる
ところだと思いました。
安心した。(小学生)

どうやったらいいか
わかった。誰にも言え
なかったんで、聞いて
もらえてすっきりした。
(高校生)

大丈夫になった。
(小学生)

悲しかったけど思った
ことを口に出して、
スッキリした。(中学生)

話したらよくなった。
(小学生)

★名古屋市内の学校に通う高校生が校長先生に宛てた手紙です

なごもっかに校則などにかかわる相談がありました。相談者は、相談員と一緒に子どもの権利条約を読んで、子どもの権利について考えました。そして、校長先生の意見も聞きたいと思うようになり、手紙を書きました。

校長先生へ

生徒の1人としてお手紙失礼します。この手紙をお送りしたのは、校長先生が子どもの権利条約をご存知か、また、それについてどう思っているかのご意見をお聞きしたいからです。私の意見ですが憲法の次に大事な条約で「権利」として保障されているはずですが、保障しきれていない部分があると感じました。例えば第12条の条文には、こう記されています。「子どもに関係のあることを決めるときは、いつでも大人は自分の意見を持つようになった子どもの意見を気かけなければならない」と。条約違反だと騒ぎ立てる訳ではありませんが、このような条文があり、ほとんどの校則が生徒の意見ではなく、学校側で決められているということに矛盾を感じました。誰にでも平等に権利があるのですから大人達が子どもの意見を尊重できるよう学校に目安箱を設置するなどして、しっかりと子どもの意見を汲み取れるような世の中になってほしいというのが私の意見です。

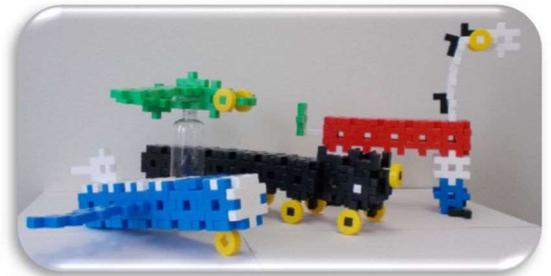
校長先生が子どもの権利条約について、どのような意見をお持ちかをどのような形でもいいのでお聞かせいただくと幸いです。

ルールを変えていく、
言い方とかを”なごもっか”
にも一緒に考えてほしい。
(中学生)

学校に前よりちょっと
楽しく行けている。
(小学生)

めっちゃ元気になった。
自分の心も楽になった。
(小学生)

★この2ページにある写真は、
なごもっかに来た子どもたちが作った作品です。
折り紙やブロックをしながらなど、遊びながら
お話しすることもできますよ。



「みんなのお話を
聞いてくれてあり
がとう」と言いた
くて電話しまし
た。(小学生)

なごもっかに話すのは「好き」。
すっきりする。(小学生)

★☆調査相談員の紹介☆★

なごもっかには、調査相談員10人がいます。

みなさんのお話を最初に聴くのは、調査相談員です。調査相談員がどんな人たちなのか知ってもらいたいので、気分が落ち込んだときや気持ちを切り替えたいときに気分転換する方法を紹介します。

- ☆ 知らない街に行って、歴史のある建物を見たり、その土地の工芸品に触れたり、おいしいものを食べたりします。今は行けなくてザンネンです。
- ☆ ちょっと遠出するときは、クロスバイク（スポーツ自転車）に乗ります。変速すれば坂道も楽々で、風を切って走るのが気持ちいい～！
- ◇ 好きなミュージシャンの音楽を聴きまくりです。ギターを弾いたり、好きな曲の演奏をコピーしたりします。
- ◇ ネットで好きなグループの動画を見ます。とにかく癒（いや）されます。
- ☆ 映画を見て、泣いたり笑ったりして、ストレス発散しています。
- ☆ 緑の多い公園をランニングします。ちょっと疲れるけど、汗をかいて気分もすっきりします。

皆さんはどんなことをして気分転換してるかな？



なごもっかに相談したらどうなるの？①

※実際の相談について記載したものではありません。

☎相談者  : なごもっか相談員

☎ ……
はい。なごもっか子どもの権利相談室です。

☎ ……
お話を聞きますよ。うまく話せなくてもいいよ。

☎ ……
ゆっくりでいいからね。話せるまで待ってるよ。

☎ ……あの…、心配なことがあるんだけど…。
電話してくれてありがとう。心配なことがあるの？

☎ ……コロナで…、自分になっちゃったときに…、コロナってわかる前に、家族とか友だちにうつすんじゃないかと心配…。
知らないうちにコロナになって、人にうつさないか心配なんだね。

関係する権利

- 安全に安心して生きる権利
- 一人一人が尊重される権利
- 主体的に参加する権利

相談したいと思いながらも、会ったこともない人に相談するのは勇気がいることだと思います。なごもっかは、そうした子どもたちのもやもやした気持ちを受け止め、寄り添ってお話を聴いていきます。

☎ ウィルスは目に見えないし、コロナで死んじゃったりする人がいるって聞いて心配になって…。
そうだね、心配になるよね。どんなことに気をつけてるの？

☎ マスクをしたり、手洗いしたりしてる。
やれることはやってるんだね。大人も同じだよ。未知のウィルスだから大人もわからない中で、やれることをやってるよ。

☎ そうなんだ。心配なのは自分だけじゃないんだ。
不安になることもあるけど、そういう気持ちをお話することも大事だよな。

☎ こういう気持ちも言ってもいいんだ。また、心配なことがあったら電話します。

手紙での相談

手紙で相談があったときは、こんなふうに返事を書きます。



〇〇さん

なごもっかにお手紙を書いてくれてありがとう。
お手紙を書くのに勇気が必要だったと思います。
〇〇さんがとても困っていることがわかりました。どうしたらいいのか、〇〇さんといっしょに考えたいと思います。もう少し〇〇さんが考えていることを教えてください。
なごもっかに電話をかけることはできそうですか？
なごもっかに来てお話することもできますよ。
電話も来ることも、むずかしいようなら、またお手紙ください。
〇〇さんから聞いたお話は、勝手に先生にもお家の人にもいわないので安心してくださいね。〇〇さんからの連絡を待っています。



なごもっか

電話 0120-874-994 (フリーダイヤルです。公衆電話からもかけられます。)

なごもっかに相談したらどうなるの？②

※実際の相談について記載したものではありません。

☎相談者



：なごもっか相談員

☎ 準備が遅かったりして、みんなと同じように動けない。友だちとうまくいかないから、学校に行きたくない。今日、学校を休んだ。学校は休んでもいいのかな？

体調が悪いときや、しんどいときは学校を休んでもいいんだよ。



☎ でも、ホントは学校休んじゃいけないよね。

そう思うんだ。休んじゃいけないと思うの？



☎ 子どもは学校に行かないといけないんじゃないの。

そう思うよね。でも、休むことも、子どもの権利の一つだよ。体や心を休めることも必要だと思うよ。



☎ そうなんだ。しんどいときは、休んでいいんだね。

今日は行きたくなかったんだよね。



関係する権利

- ・安全に安心して生きる権利
- ・一人一人が尊重される権利
- ・のびのびと豊かに育つ権利
- ・主体的に参加する権利



☎ そう。(以下、友だちとの関係の相談になる)。

友だちにはあなたの気持ちを伝えてみた？



☎ 話そうとしたけど、話せなかった。

どうやったらうまく言えるか一緒に考えてみる？



☎ うん。(以下、友だちにどう話すかを考える)。

一緒に考えたことがうまくいっていかなくても、またなごもっかに電話してどうなったか教えてね。



☎ うん。今日は話せてスッキリした。

後日、相談者より報告の電話がありました。

◆こんなことも権利侵害かも…

- ・きょうだいの世話をしないといけなくて、遊びにいけない。
- ・家に帰るのが遅くなったら、夕食を食べさせてもらえなかった。
- ・「子どもは親の言うことを聞けばいいんだ」と言われる。
- ・決められた勉強のスケジュールをお父さんが毎日チェックする。今日の分が終わるまで寝られない。
- ・お母さんは「女の子だから手伝って」と私にだけ手伝うように言う。お兄ちゃんには手伝うように言わない。不公平だと思う。
- ・友だちが、私の悪口をわざと聞こえるように言う。
- ・「みんなと同じようにできないなんて変」と先輩に言われた。
- ・忘れ物をしたら、授業を受けさせてもらえなかった。

家や学校でこんなことはありませんか？ どの子ども一人一人が大切にされる権利をもっています。安心できない、安全でない、言いたいことが言えない…などは権利が侵害されている状態です。

なごもっかは、子どもの権利を守るための相談室です。「子どもの最善の利益」(その子どもにとって一番よいことは何か)を考えながら、子どもの気持ちを尊重して問題の解決をめざします。

それぞれの「相談のイメージ」に付けた「関係する権利」は、「なごや子どもの権利条例」の4つの大切な権利のどれに当てはまるかを示したものです。



なごもっかに相談したらどうなるの？③

※実際の相談について記載したものではありません。

◆学校への調整活動◆

相談内容

学校で友だちにいじめられた。ずっと黙っていたが、苦しかった。他の子がいじめを見て先生に話してくれたので、先生に呼ばれて話を聞かれた。先生は、いじめた子（Aさん）に話を聞いたが、Aさんは事実と違うことを言った。先生はAさんの話を信じて注意することもなかった。先生が「握手してお互いに謝ろう」と言ったので、すごく悲しかった。今もいじめが続いているし、先生に信じてもらえなくてつらくて、学校に行きたくない。

なごもっかの動き

相談者が何をしたいのか、どうなったらいいと思うかを確認すると、「先生にAさんともう一度話してみしてほしい」と言いました。相談者に、学校に伝えてほしくないことはないかを聞いたうえで、なごもっかの相談員と権利擁護委員が学校へ行き、担任の先生と校長先生、教頭先生と話しました。

先生は、「今もいじめが続いていることは知らなかった。もう一度Aさんや友だちから話を聞く」と言い、「他のクラスの先生も気を付けて見守る」と教頭先生から提案がありました。学校との話し合いのあと、その内容について相談者に伝えました。

相談者が先生と直接話したいとのことだったので、学校と調整し、話し合いの場を持ちました。相談者の希望により学校にも確認したうえで、相談員と権利擁護委員も同席しました。相談者は自分の思いを学校に伝え、学校も相談者が安心して学校で過ごせるように考えることになりました。

相談者に、「この後も、なごもっかにいつでも相談できる」と伝えました。

※調整活動とは？

相談に基づいて、関係する人たちに話を聞いたり、協力を求めたりして、困ったことが解決するように働きかけます。相談者の代わりに関係する人たちに気持ちや意見を伝えることもあります。

関係する権利

- 安全に安心して生きる権利
- 一人一人が尊重される権利
- のびのびと豊かに育つ権利
- 主体的に参加する権利



なごもっかにできること

<申立てによる調査・調整>

子どもの権利侵害があれば、だれでも「申立て」をすることができます。「申立て」があったら、権利擁護委員が調査し、必要であれば調整をします。
※「申立て」がなくても相談にかかわる情報収集等の調整活動を行うことができます。

<発意>

相談や申立てがなくても、子どもの権利侵害がある場合に権利擁護委員の意思で、調査や調整をします。これを「発意」といいます。

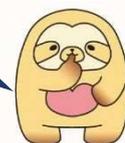
<勧告・要請>

調査や調整の結果、権利侵害があれば、権利を回復するために、他の機関に対して対応や制度の改善を求めます。

◆他にもこんな相談が…

- 学校のルールが納得できない。
- 家にいたくない。
- 友だちが困っているんだけど、どうしたらいいか。
- 家に一人なので電話してみた。
- がんばったのに、お父さんもお母さんもほめてくれなかった。

みんなのお話聴くよ♪
秘密は守ります。



○なごや子どもの権利条例

平成 20 年 3 月 27 日

条例第 24 号

改正 平成 24 年条例第 44 号

令和 2 年 条例第 24 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 子どもの権利（第 3 条—第 7 条）

第 3 章 子どもの権利を保障する大人の責務（第 8 条—第 13 条）

第 4 章 子どもに関する基本的な施策等（第 14 条—第 19 条の 2）

第 5 章 子どもに関する施策の総合的な推進（第 20 条—第 28 条）

第 6 章 雑則（第 29 条）

附則

子どもは、児童の権利に関する条約に定められるあらゆる権利の主体です。

子どもは、生まれながらにして一人一人がかけがえのない存在であり、周りの人に大切にされ、愛され、信頼されることによって、自分に自信を持ち、安心して健やかに育つことができます。

子どもは、自分の価値が尊重されることによって、他者の価値を尊重を知ることができます。

子どもは、子ども同士のふれあいや、様々な人、自然、社会そして文化との適切なかかわりを通じて、他を思いやる心を持ち、ルールを守るなどの社会性を身につけ、豊かな人間性と創造性を備え、他者と共生し、自立することができます。

子どもは、一人一人の発達段階に応じて、物事を考え、意見を言うことができます。

子どもは、自分の権利を信じることや、自分の権利が保障されることで、主体的に生きることができます。

そのために、大人は、子どもの将来を見据えて、子ども一人一人の発達段階に応じた支援をし、子どもが自立した若者に成長するまでを見守ることが必要です。

さらに、大人は、自分の言動が子どもに大きな影響を与えることを認識したうえで、子どもの手本となり、子どもから信頼される存在であることが求められます。

ここに、わたしたちは、児童の権利に関する条約を基本とし、民族、性別、障害などにかかわらず、子どもにとって大切な権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するなごやのまちを、市民が一体となつてつくることを決意し、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、子どもの権利及びその権利を保障するための市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項等を定めることにより、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。
- (2) 保護者 親及び里親その他親に代わり子どもを養育する者をいう。
- (3) 地域住民等 地域の住民及び団体をいう。
- (4) 学校等関係者 学校、保育所、児童養護施設その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設の関係者をいう。

第2章 子どもの権利

(子どもにとって大切な権利)

第3条 この章に定める権利は、子どもにとって特に大切なものとして保障されなければならない。

- 2 子どもは、一人一人の発達段階に応じ、自分の権利が尊重されるのと同様に他者の権利を尊重することができるようになるために必要な支援を受けることができる。

(安全に安心して生きる権利)

第4条 子どもは、安全に安心して生きるため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 命が守られること。
- (2) かけがえのない存在として、愛情及び理解をもってはぐくまれること。
- (3) 健康な生活ができるとともに、適切な医療が提供されること。
- (4) 虐待、体罰、いじめ等あらゆる暴力及び犯罪から守られること。
- (5) あらゆる差別を受けないこと。
- (6) 一人一人の発達段階にふさわしい生活ができること。
- (7) 安全に安心して過ごすことができるための居場所があること。
- (8) 権利が侵害されたときは、速やかに回復できるよう、適切な支援を受けられること。

(一人一人が尊重される権利)

第5条 子どもは、一人一人が尊重されるため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 個人の価値が尊重されること。
- (2) 自分の考えを自由に持ち、及び表現することができること。
- (3) 信頼されるとともに、自分の考えが尊重されること。
- (4) プライバシー及び名誉が守られること。
- (5) 自分の持っている力を発揮できること。

(のびのびと豊かに育つ権利)

第6条 子どもは、のびのびと豊かに育つため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 学ぶこと。
- (2) 遊ぶこと。
- (3) 休息すること。
- (4) 様々な人とふれあうこと。
- (5) 自然とふれあうこと。
- (6) 社会活動に参加すること。

(7) 多彩な文化活動に参加すること。

(主体的に参加する権利)

第7条 子どもは、自分たちにかかわることについて主体的に参加するため、一人一人の発達段階に応じ、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

(1) 意見を表明する機会が与えられること。

(2) 自分たちの意見が尊重されること。

(3) 意見を表明するために、必要な情報の提供その他必要な支援を受けられること。

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務

(共通の責務)

第8条 市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者は、子どもの権利を保障するため、連携し、及び協働するとともに、次に掲げる支援を行うよう努めなければならない。

(1) 子どもが他者の権利を尊重することができるようになるために必要な支援

(2) 保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすために必要な支援

(市の責務)

第9条 市は、子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、及び協働するとともに、子どもに関する施策を実施しなければならない。

2 市は、子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

3 市は、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければならない。

(保護者の責務)

第10条 保護者は、子どもの養育及び発達に家庭が果たす役割を理解するとともに、その第一義的な責任は保護者が有することを自覚し、子どもを守り育てなければならない。

2 保護者は、子どもの健やかな育ちのため、子どもにとっての最善の方法を考え、子ども一人一人の発達段階に応じた養育に努めなければならない。

(地域住民等の責務)

第11条 地域住民等は、子どもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会及び文化とのかかわりの中ではなくまれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努めなければならない。

2 地域住民等は、虐待等あらゆる暴力及び犯罪から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めなければならない。

3 地域住民等は、子どもが地域社会の一員であることを認識し、子どもとともに地域活動を行うよう努めなければならない。

(学校等関係者の責務)

第12条 学校等関係者は、子ども一人一人の発達段階に応じ、子どもが主体的に学び、及び育つことができるよう、必要な支援に努めなければならない。

2 学校等関係者は、虐待、体罰、いじめ等から子どもを守るため、その解決に向け、関係機関と連携していくよう努めなければならない。

3 学校等関係者は、子ども一人一人の発達段階に応じ、子どもが子どもの権利について理解し、及び自分の意見を表明することができるよう、必要な支援に努めなければならない。

(事業者の責務)

第13条 事業者は、子どもの健やかな育ちを支援するため、その社会的影響力及び責任を認識した事業活動を行うとともに、社会的自立に向けた就労支援、人材育成及び社会人教育を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の視点から、子どもを養育する従業員が仕事と子育てとを両立できるよう、職場の環境づくりに努めなければならない。

3 事業者は、仕事と子育てとを両立できる働き方について、従業員の意識の向上を図るとともに、従業員に対し、子ども及び子どもを養育する家庭（以下「子育て家庭」という。）を支援する取組への参加又は協力を促すよう努めなければならない。

第4章 子どもに関する基本的な施策等

(虐待、体罰、いじめ等の救済等)

第14条 市は、保護者、地域住民等、学校等関係者及び関係機関と連携し、及び協働し、虐待、体罰、いじめ等の防止、相談及び救済のために必要な措置を講じなければならない。

(子どもの育ちの支援)

第15条 市は、子どもの健やかな育ちを支援するため、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 子どもが安全に安心して過ごすことができるための居場所づくり

(2) 子どもが自然及び地域社会とのかかわりの中で豊かに育つことができるための遊び及び体験の場づくり

(3) 子どもが社会とのかかわりの中で、他者と共生し、自立していくために必要な支援

(子育て家庭の支援)

第16条 市は、保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすことにより子どもが安心して生活することができるよう、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、子育て家庭を支援するネットワークづくりを進めるなど、子育て家庭の支援を行うものとする。

(子どもの参画の促進)

第17条 市は、前3条に掲げる子どもに関する基本的な施策（以下「基本的施策」という。）を策定するに当たっては、子ども会議を開催するなど、子どもが主体的に参加し、及び意見を表明する機会を設けるとともに、子どもの意見を尊重するよう努めるものとする。

(関連施策との一体的推進)

第18条 市は、基本的施策を推進するに当たっては、若者の自立支援に関する施策その他関連施策と一体的に推進しなければならない。

(調査研究)

第19条 市は、子どもの権利、その権利の保障及び子どもに関する施策に関する調査及び研究を行うものとする。

(広報)

第19条の2 市は、子どもの権利について、市民の関心を高めるとともに、その普及を図るため、広報活動を行うものとする。

第5章 子どもに関する施策の総合的な推進

(総合計画)

第20条 市長は、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、子ども

に関する総合的な計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 市長は、総合計画を策定するに当たっては、あらかじめ、なごや子ども・子育て支援協議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、総合計画を策定するに当たっては、子どもを含めた市民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、総合計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、総合計画の変更について準用する。

（実施状況等の公表等）

第21条 市長は、毎年度、総合計画の実施状況等を公表しなければならない。

- 2 市長は、前項の総合計画の実施状況等について、なごや子ども・子育て支援協議会の意見を聴くとともに、子どもを含めた市民の意見を聴き、それらの意見を総合計画等に反映させるよう努めるものとする。

（拠点施設）

第22条 市は、子どもに関する施策を実施するとともに、子どもを社会全体で支援するため、総合的な拠点施設を整備するものとする。

（なごや子ども・子育て支援協議会）

第23条 市長の附属機関として、なごや子ども・子育て支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第24条 協議会は、市長の諮問に応じ、子どもに関する施策に関する重要事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

- 2 協議会は、子どもに関する施策に関し必要と認める事項について調査審議し、市長に対し、意見を述べることができる。

第25条 協議会は、委員35人以内をもって組織する。

- 2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

第27条 協議会には、必要に応じ、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。）の一部をもって部会を置くことができる。

- 2 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

第28条 第23条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

（委任）

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第23条の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成 20 年規則第 117 号で平成 20 年 9 月 1 日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 8 条第 1 項の規定により策定されている計画は、第 20 条第 1 項の規定により策定された総合計画とみなす。

(名古屋市青少年問題協議会条例の廃止)

- 3 名古屋市青少年問題協議会条例(昭和 33 年名古屋市条例第 20 号)は、廃止する。

(名古屋市青少年問題協議会条例の廃止に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の日の前日において名古屋市青少年問題協議会の委員である者の任期は、前項の規定による廃止前の名古屋市青少年問題協議会条例第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則（平成 24 年条例第 44 号）

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現になごや子ども・子育て支援協議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日にこの条例による改正後のなごや子ども条例(以下「新条例」という。)第 25 条第 3 項の規定により委嘱された委員とみなし、その任期は、新条例第 26 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 24 年 8 月 31 日までとする。

附 則（令和 2 年条例第 24 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この条例の施行後適当な時期において、この条例による改正後のなごや子どもの権利条例(以下この項において「新条例」という。)の施行の状況及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、新条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正)

- 3 次に掲げる条例の規定中「なごや子ども条例」を「なごや子どもの権利条例」に改める。

(1) 名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年名古屋市条例第 60 号) 第 2 条

(2) 名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年名古屋市条例第 58 号) 第 2 条の表

(3) 名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年名古屋市条例第 100 号) 第 2 条の表

(4) 名古屋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(平成 30 年名古屋市条例第 8 号) 第 3 条

(5) 名古屋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年名古屋市条例第 57 号) 第 2 条の表

(6) 名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年名古屋市条例第 59 号) 第 2 条

○名古屋市子どもの権利擁護委員条例

平成31年3月27日

条例第23号

(設置)

第1条 子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、子どもの最善の利益を確保するため、本市に市長の附属機関として、名古屋市子どもの権利擁護委員(以下「委員」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。
- (2) 子どもの権利擁護 子どもの権利侵害からの回復及び子どもの権利の保障のための措置を講ずることをいう。
- (3) 保護者 親及び里親その他親に代わり子どもを養育する者をいう。
- (4) 学校等 学校、保育所、児童養護施設その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設をいう。

(所掌事務)

第3条 委員は、第1条の目的を達成するために、次の職務を行う。

- (1) 子どもの権利侵害に関する相談に応じること。
- (2) 子どもの権利侵害に関する申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、要請等を行うこと。
- (3) 勧告、要請等の内容を公表すること。
- (4) 子どもの権利に関する普及啓発を行うこと。

(委員)

第4条 委員の定数は、5人以内とする。

- 2 委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有し、かつ、第三者として独立性を保持し得る者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、後任者が委嘱されるまでの間は、その職務を行うものとする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(解嘱)

第5条 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。

(兼職の禁止)

第6条 委員は、衆議院議員、参議院議員若しくは地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

- 2 委員は、前項に定めるもののほか、公平かつ適正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができない。

(代表委員)

第7条 委員のうちから代表委員1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 代表委員は、委員の会議を主宰し、委員を代表する。
- 3 代表委員に事故があるとき又は代表委員が欠けたときは、委員のうちから代表

委員があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(調査相談員)

第8条 委員の職務の遂行を補助するため、調査相談員を置く。

2 次条の規定は、調査相談員について準用する。

(委員の責務)

第9条 委員は、職務を行うに当たっては、子どもの権利侵害の予防及び早期発見に努めなければならない。

2 委員は、公平かつ適正に職務を遂行しなければならない。

3 委員は、関係する市の機関等と連携を図り、職務の円滑な遂行に努めなければならない。

4 委員は、相談又は申立てを行った者に不利益が生じないように、職務を遂行しなければならない。

5 委員は、子どもの権利に関する意識を高めるための取組を積極的に行わなければならない。

6 委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(市の機関の責務)

第10条 市の機関は、委員の職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び援助しなければならない。

(全ての者の責務)

第11条 何人も、委員の職務の遂行に関し、積極的に協力しなければならない。

2 何人も、権利が侵害されていると思われる子ども又は子どもの権利を侵害していると思われる者を発見した場合は、速やかに、委員に相談又は申立てを行わなければならない。

(相談及び申立て)

第12条 何人も、全ての子どもの権利侵害に関する事項について、委員に対し、相談及び申立てを行うことができる。

2 委員は、相談又は申立てがあった場合には、相談に応じ、又は申立てを受理しなければならない。

3 委員は、相談又は申立てがあった事項が次の各号のいずれにも該当しないときは、適切な機関等に引き継がなければならない。

(1) 市内に住所を有する子どもに係るもの

(2) 市内に通勤し、又は市内の学校等に通学し、通園し、通所し、若しくは入所する子ども（前号に規定する子どもを除く。）に係るもの（相談及び申立ての原因となった事実が市内で生じたものに限る。）

(調査及び調整)

第13条 委員は、申立てがあった事項について、調査を行わなければならない。

2 委員は、子どもの権利が侵害されていると思われるときは、自己の発意に基づき、調査を行わなければならない。

3 委員は、申立てが当該申立てに係る子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において調査を行うとき又は自己の発意に基づき調査を行うときは、当該子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子どもが置かれている状況を考慮し、委員がその必要がないと認めるときは、この限

りではない。

- 4 委員は、調査のため必要があると認めるときは、市の機関に対し、説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地に調査することができる。
- 5 委員は、調査のため必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、必要な限度において、説明、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。
- 6 委員は、必要があると認めるときは、専門機関に対し、調査を依頼することができる。この場合において、委員は、依頼した事項の秘密の保持に必要な措置を講じなければならない。
- 7 委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利侵害の是正のための調整を行わなければならない。

(調査の中止)

第14条 委員は、特別の事情があると認めるときを除き、申立てについて、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を中止するものとする。

(1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項又は裁判所において係争中の事項若しくは行政庁において不服申立ての審理中の事項に関する申立てであるとき。

(2) 委員の行為に関する申立てであるとき。

(3) 申立ての原因となった事実の生じた日から 3年を経過した後にされたとき。

(4) 前条第 3項の同意が得られないとき（同項ただし書に該当するときを除く。）。

(5) 前各号のほか、調査することが明らかに適当でないとき。

- 2 委員は、前項の規定により調査を中止したときは、申立てを行った者に対し、速やかに、理由を付してその旨を通知しなければならない。

(勧告又は要請)

第15条 委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関に対し、是正等の措置を講じ、又は制度の改善を行うよう勧告をすることができる。

- 2 委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、是正等の措置を講ずるよう要請をすることができる。

- 3 第 1項の勧告又は前項の要請を受けた者は、これを尊重しなければならない。

(報告)

第16条 委員は、前条第 1項の勧告をしたときは、当該市の機関に対し、是正等の措置又は制度の改善の状況について報告を求めるものとする。

- 2 前項の報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して60日以内に、委員に対して、是正等の措置又は制度の改善の状況について、理由を付して報告しなければならない。

- 3 委員は、前条第 2項の要請をしたときは、当該市の機関以外のものに対し、是正等の措置の状況について報告を求めるものとする。

- 4 前項の報告を求められた市の機関以外のものは、当該報告を求められた日の翌日から起算して60日以内に、委員に対して、是正等の措置の状況について、理由を付して報告するよう努めなければならない。

(再調査等及び再勧告等)

第17条 委員は、前条第 2項又は第 4項(第 4項において準用する場合を含む。)の規定による報告の内容等を踏まえ、必要があると認めるときは、改めて調査又は調整(以下「再調査等」という。)を行うことができる。

2 委員は、再調査等の結果、必要があると認めるときは、市の機関に対し、改めて是正等の措置を講じ、又は制度の改善を行うよう勧告(以下「再勧告」という。)をすることができる。

3 委員は、再調査等の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、改めて是正等の措置を講ずるよう要請(以下「再要請」という。)をすることができる。

4 前条の規定は、再勧告又は再要請の場合に準用する。

(公表)

第18条 委員は、第15条第 1項の勧告若しくは同条第 2項の要請をした場合又は第16条第 2項若しくは第 4項の規定による報告があった場合で必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。

2 委員は、再勧告若しくは再要請をしたとき又は前条第 4項において準用する第16条第 2項若しくは第 4項の規定による報告があったときは、その内容を公表しなければならない。

3 前 2項の規定による公表をするに当たっては、個人情報等の保護について十分な配慮をしなければならない。

(活動状況の報告)

第19条 委員は、毎年、その活動状況について、市長に報告するとともに、公表するものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(検討)

2 市長は、この条例の施行後適当な時期において、この条例の施行の状況、子どもの権利擁護に関する国の施策の動向及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○名古屋市子どもの権利擁護委員条例施行細則

令和 2年 1月10日
名古屋市規則第 2号

(趣旨)

第 1条 この規則は、名古屋市子どもの権利擁護委員条例（平成31年名古屋市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(子どもの権利侵害に関する申立て)

第 2条 条例第12条第 1項の規定による申立てをしようとする者は、子どもの権利侵害に関する申立書（第 1号様式）を提出しなければならない。ただし、名古屋市子どもの権利擁護委員（以下「委員」という。）が子どもの権利侵害に関する申立書の提出ができない相当の理由があると認めるときは、口頭ですることができる。

2 前項ただし書の規定により口頭で申立てをしようとするときは、子どもの権利侵害に関する申立書に記載すべき事項を陳述しなければならない。この場合において、委員は、その内容を録取するものとする。

(調査)

第 3条 委員は、条例第13条第 4項又は第 5項の規定により、調査のため必要があると認めるときは、市の機関等に対し、調査実施通知書（第 2号様式）を交付するものとする。ただし、委員が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(勧告等又は要請等)

第 4条 条例第15条第 1項の規定による勧告は勧告書（第 3号様式）により、条例第17条第 2項の規定による再勧告は再勧告書（第 4号様式）により行うものとする。

2 条例第15条第 2項の規定による要請は要請書（第 5号様式）により、条例第17条第 3項の規定による再要請は再要請書（第 6号様式）により行うものとする。

(公表)

第 5条 条例第18条第 1項又は第 2項の規定による公表は、次に掲げる事項を市役所及び区役所の掲示板に掲示するほか、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- (1) 勧告若しくは要請又は再勧告若しくは再要請を受けた者の氏名及び住所
(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 勧告若しくは要請又は再勧告若しくは再要請の概要
- (3) 報告の概要

附 則

この規則は、令和 2年 1月14日から施行する。

第 1号様式 (第 2条関係)

子どもの権利侵害に関する申立書 年 月 日	
(宛先) 名古屋子ども権利擁護委員 申立人 住所 氏名 電話番号	
名古屋子ども権利擁護委員条例第12条第1項の規定により、次のとおり子どもの権利侵害に関し、申立てを行います。	
侵害を受けたとされる者	住所 氏名 生年月日 申立人との関係
侵害をしたとされる者	住所 氏名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)
事案の概要	
申立ての内容	
その他参考となる事項	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第 2号様式 (第 3条関係)

調査実施通知書 年 月 日	
住所 氏名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名) 名古屋子ども権利擁護委員 印	
名古屋子ども権利擁護委員条例施行細則第3条の規定により、次のとおり通知します。	
申立ての概要	
調査の内容	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第 3号様式 (第 4条関係)

<p>勸告書</p> <p>所在地 名称 代表者氏名</p> <p>名古屋市子どもの権利擁護委員 印</p> <p>名古屋市子どもの権利擁護委員条例第15条第 1項の規定により、次のとおり勸告します。</p>	<p>第 号 年 月 日</p>
勸告の内容	
勸告の理由	

注 条例第18条第 1項の規定により、名称その他必要な事項を公表することがあります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第 4号様式 (第 4条関係)

<p>再勸告書</p> <p>所在地 名称 代表者氏名</p> <p>名古屋市子どもの権利擁護委員 印</p> <p>名古屋市子どもの権利擁護委員条例第17条第 2項の規定により、次のとおり再勸告します。</p>	<p>第 号 年 月 日</p>
再勸告の内容	
再勸告の理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第 5 号様式 (第 4 条関係)

要請書 住所名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名) 名古屋子ども権利擁護委員 <input type="checkbox"/>	第 号 年 月 日
名古屋子ども権利擁護委員条例第15条第 2項の規定により、次のとおり要請します。	
要請の内容	
要請の理由	

注 条例第18条第 1項の規定により、氏名又は名称その他必要な事項を公表することがあります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第 6 号様式 (第 4 条関係)

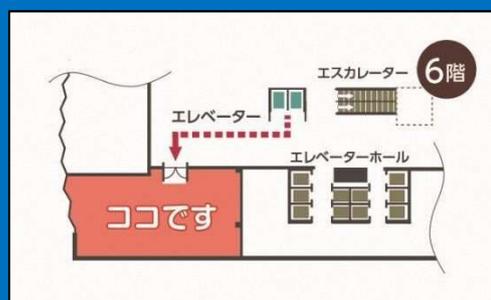
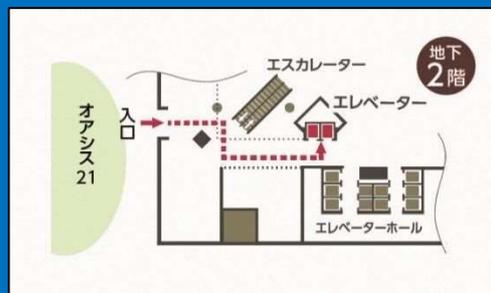
再要請書 住所名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名) 名古屋子ども権利擁護委員 <input type="checkbox"/>	第 号 年 月 日
名古屋子ども権利擁護委員条例第17条第 3項の規定により、次のとおり再要請します。	
再要請の内容	
再要請の理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

【アクセス】

地下鉄東山線・名城線「栄」駅 } 徒歩3分
名鉄瀬戸線「栄町」駅

オアシス21を通り、NHK名古屋放送センタービルの地下入口へ。
エレベーターで6階へお上がりください。



2020（令和2）年度 名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」活動報告書

発行：名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」

住所：〒461-0005 名古屋市東区東桜一丁目13番3号

NHK名古屋放送センタービル6階

電話：052-211-8071（事務局） F A X：052-211-8072

相談専用電話

子ども専用フリーダイヤル 0120-874-994 はなし きくよ

大人用電話番号 052-211-8640

※ 子どもの権利に関わることであれば、大人も相談できます。

○ウェブサイト

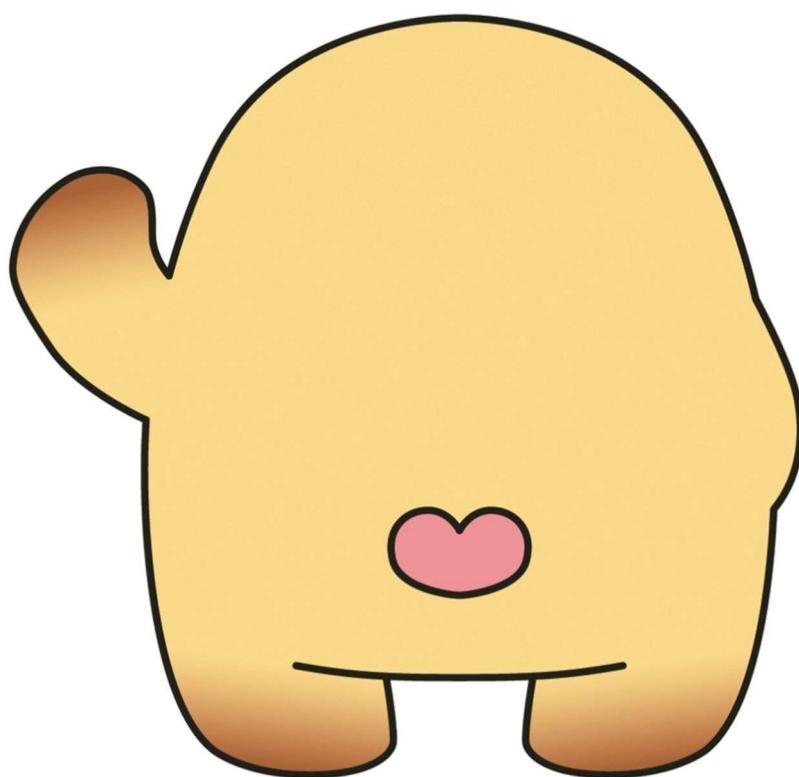


○公式ツイッター

@NagomokkaNagoya



※ QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



この印刷物は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。